

上総国望陀郡大谷村における加持・祈祷

—— 雨乞・虫加持・疱瘡加持を中心に ——

山本光正

はじめに

一 雨乞
二 神楽

三 虫加持と疱瘡加持
おわりに

論文要旨

本稿は上総国の一農村（望陀郡大谷村現千葉県君津市）の生活を描き出そうとする試みの一つで、ここでは人の力の及ばぬ時の神仏への祈り、呪術的行為について述べた。右の行為の一端を明かにする素材として、本稿では雨乞・虫加持・疱瘡加持を取り上げた。天災と病氣に対する加持祈祷である。

大谷村は久留里藩領黒田氏の支配下にあったが、藩領全域に関わる雨乞は現在のところ近世後期のものが若干残る程度で、本稿は主として大谷村の名主の家に残る日記をもとに、幕末から近代にかけての雨乞と虫・疱瘡加持を追ってみた。

久留里藩領における雨乞は基本的には藩領各村が独自に行っていたようだが、その契機・核になったのは藩主の雨乞であった。大谷村の雨乞行事は若者組の神楽を中心に百万遍や村内・近隣社寺への参拝を行ったが、近代に至り藩主という核が失われると、「日の丸」の旗を揚げてみたりするなど、核となるもの象徴となるものを模索しているらしい行為を読みとることができ、核となるもの象徴となるものも大きく変化している。当時流行していたと思われるものや村人が好ましいと受けとったものを積極的に取り入れていく。この傾向は近世にもみられるが、

近代に入ってもその変容は顕著になっている。その原因の一つとして行事が娯楽化してきたことにより、演じる側観る側共に、より面白いものを取り入れようとしたことがあるだろう。但しさらにその背景にあるものを考えていく必要がある。

虫加持・疱瘡加持に関しては、大谷村の持明院に独特の祈祷法または薬が伝わっていたらしく、村外の人々も加持を受けに来村している。村内に疱瘡加持があるにも拘わらず慶応元年村内に疱瘡が流行し子供達が感染すると、持明院の加持は無視され、若者組の神楽と疱瘡棚を中心とした祈祷が行われている。

天災・病氣いずれにしろ祈祷の中心をなすものは若者組による神楽であった。神楽は一時期中断したものの現在も行われているようであるが、その内容は前述のように近代に入ってから大きな変化を上げている。久留里藩領の村または久留里周辺地域の村々がどの程度神楽を行っていたか不明であるが、神楽が村落内における諸行事を見る上で大きな意味を持つと同時に、村内における秩序を維持するものとして機能していたことを窺うことができる。

はじめに

本稿は上総国望陀郡大谷村（現千葉県君津市）における近世から近代に至る雨乞行事と虫加持・疱瘡加持について述べたものであるが、これは大谷村の朝生家に残る日記をもとに近世から近代にかけての一農村の生活を描いてみようとする試みの一つである。

雨乞や病気に関する加持祈祷の研究については民俗学の分野に多くの蓄積があるが、本稿はこうした先行研究の中にどのよう位置付けられるかということより、大谷村の中で多くの行事がどのような経緯で実施され、村落生活の中に位置付けられていたかを見ることに目的を置いている。但し一村の生活を描き出す試みといってもその作業を始めたばかりであり本稿で結論を記せる状態ではない。

人の力ではどうしても解決できない事態に直面した時、古くより人々は神仏に祈りその加護を求めたり、占や易に頼るなどした。本稿で取り上げる加持祈祷も勿論そうした行為の一つであり、少くとも近代までは祈祷、卜筮は生活のかなり内部にまで入り込んでいた。旧家調査の際に家相の凶や病氣平癒の呪文、禁忌の行為などを記したものをよく見かけると、本稿で使用する日記の筆者も加持祈祷に依存したり、易を利用したりしている。

神仏などに頼る場合、単に祈りを捧げるだけのこともあったろうが、歌舞音曲などを伴うこともあった。神仏に捧げる舞や演奏は本来神聖な

ものであったろうが、次第に娯楽的な要素が強くなる場合もあり、芸能・見世物のように変質していく一面をみせる。こうした行事は時として伝統芸能として位置付けられるが、大谷村の場合も加持祈祷の中心をなす神楽等が時代と共に変化していく様子を見ることが出来る。

本稿が対象とする上総国望陀郡大谷村についてはいずれその概要を表すことになるが、ここでは本論の便のため簡単に大谷村について述べておく。

大谷村は近世にあつては久留里藩領下の城付村で、本稿が主として扱う時代は黒田氏の支配であった。城下町より東へ徒歩四〜五〇分程の山間に位置し、集落はほぼ村内を貫通する道に沿って発達し道の東側に平行して小櫃川の支流御腹川が流れている。

本稿は主として大谷村の名主を勤める家柄の朝生家に残された日記によっているが、日記は安政四年（一八五七）から明治二六年まで残されているものの、毎年残されているというわけではなく、さらに一月から一二月まで完備したものは現存しない。これは日記の保存状態によるもので、本来は欠けることなく残されていたものと思われる。日記は前欠・中欠・後欠のものもあり表紙の欠けているものは日記の表題は不明であるが、概ね「子年日記」「丑年日記」と十二支を冠してある。しかし本稿においては便宜上「朝生家日記」に統一しておく。

現存する日記のうち近世のものは次の通りであるが、現在年号不詳のものであつても、今後日記の読み込みにより年代が明らかになるものでてくる可能性が大きい。

○安政四年九月二日～一二月二〇日

○安政五年一月二八日～五月二五日・六月八日～一二月三〇日

○安政六年三月二九日～六月一日

○文久元年五月二七日～十一月一日・十一月一日～十二月三〇日

○元治元年七月一日～一〇月八日・一〇月一八日～一二月二七日

○慶応元年一〇月一七日～十一月三〇日

○慶応二年一月一日～三月一九日・八月一七日～十一月二〇日

○慶応三年一月一日～二月一日・八月四日～十二月二二日

安政四年・明治一九年の家族構成を参考のため次に掲げておく。

○安政四年の家族構成

父 八兵衛 六六歳
 母 かん 六五歳
 当主 八郎兵衛四七歳
 同妻 もと 三九歳
 長男 卯之助 二〇歳
 長女 そめ 一六歳
 二男 熊治郎 一〇歳
 ○明治一九年
 祖父 八兵衛 七六歳（安政四年の八郎兵衛）
 祖母 もと 六八歳
 父 八郎兵衛四九歳（安政四年の卯之助）
 母 よね 四八歳

当主 忠 八二八歳

同妻 りん 二〇歳

長女 キク 八歳

長男 栄 四歳

朝生家においては卯之助の代までは家を継ぐと八郎兵衛を名乗り、隠居したものは八兵衛を名乗っている。「朝生家日記」は安政四年段階の当主である八郎兵衛からその孫忠八まで三代に渡って記されている。

一 雨 乞

(一) 近世における雨乞

農耕社会における最大関心事の一つは農作物の成育にとって必要な水の問題であろう。古くより水を得るためさまざまな土木工事が実施されてきたが、一方ではこうした水の配分をめぐって各地で紛争が生じている。

水を確保するための方法にはユニークなものも数多くある。例えば房総半島中部から江戸内湾に注ぐ養老川においては藤原式揚水機や板羽目堰などがある。藤原式揚水機は養老川独自のものというわけではないが、水車の原理を利用して台地の下を流れる川の水を汲み上げるものであり、板羽目堰は板で川を堰止め、増水時などには左右両岸の横棧一本を取り除けば一瞬にして崩壊してしまうものである。

しかしどのようにして人事を尽くしても対応できないものが日照りによる

早魃である。このような事態に至った時に古くから行われてきたのが神仏などに降雨を願う「雨乞」である。

民俗学においては雨乞に関する報告や研究の蓄積は層も厚く、特に高谷重夫の『雨乞習俗の研究』³⁾は各地の事例や文献を駆使したものであるが、近世史からの研究については井上攻氏が、

近年になりようやく年中行事・休日をめぐる村秩序の問題として、また領主の農民に対する心意統治の問題として注目され、研究を見られるようになった。

と指摘し、研究を深化させるにしても事例研究が少なく、さらに雨乞に關しての具体的記述のある史料も少ないと述べている。⁴⁾その後秋山伸一氏は川越藩領における雨乞について分析し、領主主催の雨乞は村民に対して勸農の意味合いを有すると同時に、領主が村民の生活安定を願っている意志表示とされ、農民側の雨乞は当然の権利として行われていたのではないかと述べられている。⁵⁾

本稿は先に述べたように大谷村という一村を多角的に把握しようとする試みの一つではあるが、結果として雨乞研究のための一事例を提供するものであり、日記の執筆内容から雨乞行事に至るまでの村内の具体的な動きや雨乞行事そのものの詳細、それに付随する事柄などもある程度明かにすることができよう。

朝生家に現存する日記は安政四年からであるが、それ以前における久留里藩及び藩領の村で行われた雨乞についてみておこう。それ以前についても文政・嘉永期における日照と雨乞についてであるが、「耕地惣見

分日照之事」は日照状況、久留里藩主の雨乞祈祷などにつき、次のように記している。⁶⁾

耕地惣見分日照之事

文政度

一当五月廿八日今天氣打統、大日照^{ニ而}

殿様^{ニ茂度}、雨乞御祈祷御座候、

一村方種々雨乞之御祈祷致軒^ニ稻荷明神^江神楽奉納、

一雨乞之致方無之^ニ付、一同相談之上、下野国榛名山御神水奉拜

借度、三田村^并当村相談之上御神水拜借仕、七月廿三日平沢郷

境迄御着御座候処、格別之利益故大雨^{ニ而}村方大宝作^ニ相成、小

前一同相助申候、其節入用惣高割合^ニ致申候事、

一耕地水之義^ニ後原初メ前田^并大坪前小前一同惣見分致、壹番水

式番水番立^ニ致水引申候、別段^ニ致方^茂無之堀田御除地之義^ニ

才料^并立合見斗致申候事、

文政四^巳年

榛名山代表

七月廿四日認之

西原村

清

蔵

砂田村

利

八

事

多

名主

利右衛門

同

忠右衛門

七十三日目 二而 御湿御座候

嘉永度
一当五月十二日夕天氣打続大日照 二而

殿様 ニ茂 妙見宮雨乞御祈禱三度丹性宮雨乞四十六日目 ニ 御座候、

一村方種々雨乞御獅子雨乞六月廿二日

但シ行人平 ニ而 御供致、中飯平沢役所通

(禮)
初尾料五百文方丈 江 差出、

一耕地水之義 ニ茂 後原相初、前田大坪前小前一同惣見分致、壹番水、

貳番水番立 ニ致、順番 ニ 水引申候、五日置 ニ 惣見分堀田 并 除地

之義 及 別段 ニ 致方 及 無御座、才料立合見斗致申候事、

一七月十八日大雨 ニ而 廿二日迄五日之間降続申候得共、大風 及 無御

座重分之湿 ニ 候、大川 ニ 少々水増、渡船留り不申候事、

但七十日之日照

嘉永五子年

七月十四日認之

組頭 定 七

同 平 藏

同 清 治 郎

名主 庄 太 夫

組頭 直 吉

名主 与市右衛門

一平沢耕地水難洪一切無之、為後日認置者也、

吉田喜右衛門 印

一丹性明神 江 神樂奉納之節 ニ 久留里町会所 江 着届可致候事、

但才料名主・組頭可罷出事

一御造酒五升位町宿 ニ 差出可申事、尤先年 ニ 左様之事無御座候得共、
近年相初り申候事、

一門壹軒壹人宛神樂付添参詣 ニ 罷出可申先例右之趣村役所 ニ 相
触 并 神樂持人足八人当触可申候事、

旱魃 ニ而 田畑毛定之事

一西平 并 小沢共田畑旱魃 ニ 相成候場所 及 無御座候得共、出穂 ニ 相

成天水無之候 ニ 付、実入甚悪敷田方七分之毛定 ニ 御座候事、畑

大豆五分綿四分右之毛定 ニ 無御座候得共、尤大豆御年貢 ニ 半

減 ニ 被 仰付候事、

一磯部田方式町三反三畝廿三分

内訳ケ 壹町貳反歩余 皆無

壹町壹反歩余 同様

磯部耕地之義 ニ 別段大難洪候故、度々御勘弁願仕候得共、御定免

中 ニ 増石一切不相成旨御利解被 仰聞、願書御下ケ ニ 相成、

無致方御上納致申候事、

一磯部治右衛門持六畝余仕付、残り ニ 相成候 ニ 付甚困窮人故、村

方 ニ而 米四斗貳升助合致相遣申候事、

一皆済渡 ニ 相成磯部願町歩 江 三歩三厘

但シ三ヶ年賦御貸付米御座候、

米拾俵壹斗八升四合

納方 午年 米四俵

寅年 同四俵

卯年 同式俵

壹斗八升四合

右之通り納方被 仰付候、

嘉永五子年

十二月三日下ケ

一本村^ニ磯部大難洪^ニ付定免切之内

但壹ヶ年米壹俵宛三ヶ年之間助合致申候事、

外^ニ

村役人取斗^ニ米壹俵相遣申候事、

米合三ヶ年ニ米四俵助合相定メ

一此度御定免明ニ御座候ニ付、村方一同相談之上、御定免中耕地

難洪之場所所有之候ハ、耕地一統鎌留致、内檢定免切之内ヲ助合

致相極候ハ、稲刈初可申事、

一前書之通村方一同相談之上極候ニ付三ヶ年之間御定免願致申候

事、

嘉永六^丑年

二月日

名主

庄 太 夫

与一右衛門

外ニ米相場十一月ニ相成、両ニ米五斗九升迄ニ久留里相上り申候、

「耕地惣見分日照之事」は、久留里藩領西原村に残されたものであるが、西原村は久留里城下からほど近い所に位置する村である。

文政の日照りは文政四年五月二八日より始り、降雨をみたのは七三日後であった。このため久留里藩主も度々雨乞祈禱を行っているが、西原村内においても種々の雨乞祈禱を行い、軒別に稲荷明神へ神楽奉納をしている。軒別に神楽奉納とは、嘉永五年の記録に「門老軒老人宛神楽付添参詣」とあるように、神楽への付添人を意味するものである。

次に「雨乞之致方無之」ということで榛名山の御神水拝借を行っている。致し方これ無くとはこの場合これまで行ってきた雨乞祈禱の効果がなかったためと解してよからう。榛名山の御神水拝借については西原村一村で行ったものではなく、三田村と相談の上共同で行われている。この結果御神水が榛名山より運ばれ、平沢郷境に到着した時大雨となりこの年は大豊作になっている。

雨乞のため榛名山の水を村に持ち帰ることは関東ではよく知られるところであるが、西原村においてはこの時初めて榛名山の御神水による雨乞を行ったようである。

嘉永五年の日照りは五月一二日から始まっている。この時も久留里藩主は妙見宮と丹性宮において頻繁に雨乞を行い、村方においても文政四年と同様に種々の雨乞と獅子舞^ニ神楽による雨乞を行っている。

ところで文政四年には榛名山御神水により偶然にも降雨があり、村人達は御神水の御利益拔群とみたであろうが、効果がみられたわけであるが、嘉永五年の雨乞には榛名山の御神水が登場しない。またどのような

理由からか丹性神社に神楽を奉納する時は久留里町会所へ付け届けをしなければならず、才料として名主・組頭が出ており、この件と連動する行為と考えられるのが町宿への「御造酒」の提出である。これもどのような理由からかは不明であるが近年始まったことであるとし、雨乞に限らず何らかの事情で丹性神社へ神楽を奉納する時はすべて「御造酒」の奉納が必要になっていたことになる。この外「耕地惣見分日照之事」には干魃時の水の配分や年貢米納入のことが記されているので参考までに掲載しておいた。

現存する朝生家日記に雨乞の記述がみられるのは文久元年（一八六一）六月であるが、まず軽度な元治元年七月一日からの雨乞についてみてみたい。

七月朔日 御殿様雨乞、妙見様ニ三日之間護摩御祈祷有、村方一軒ニ老入ツ、代参（中略）主・村方妙見様へ代参致候趣御役所申上置候、四ツ時村方一同代参ニ候ニ付、主同道妙見様へ参詣ニ行、外村ニ神楽奉納有、四ツ半時頃妙見様へ下り仲町恵ひすやへ寄、御神酒致、

七月八日 村一同御しめり祝有、若者中神楽、年寄中百まん、御神酒壱本川むたふ取吞、夫吉左衛門・勘蔵男女老若出、

七月十日 村一同昼前道普請、度々御しめり祝御礼参り、村一同相談之上白山様妙見様へ判頭中代参ニ行、此時多ひすや^{ニ而}御神酒代・肴代共壱貫四十文端紙書付取置申候、

元治元年の日記は七月一日以前のものが残っていないため、六月中に

雨乞が行われたものかどうかは不明である。現存する日記によれば雨乞は七月一日より三日間殿様久留里藩主黒田直和が妙見様において護摩祈祷を行うことから始る。

妙見様は『千葉県君津郡誌』⁷⁾によれば浦田村の久留里神社のようで「本社は初め細田妙見と称し細田山妙見寺と称する真言宗の寺院に属せしが明治の初め全く寺院と分離し本称に改め郷社に列せられた」とある。黒田直純が久留里に封ぜられた時家臣山本義茂が当社に祈願文を納め、その後安永七年黒田直亨が堂宇を修造している。「久留里藩制一斑」⁸⁾にも「本寺小市部村円如寺 真言宗妙見寺」と記されている。祈願文を家臣山本氏（家老）が納めたり、藩主が堂宇を修造していることなどから、妙見寺と藩主の繋りが特別なもの―祈願寺であったと考えられる。

雨乞は藩主の祈祷から始るが、これに対して村方は一軒に一人宛代参を出すことになり、この旨を役所に届けている。「村方」とはこの場合大谷村のみのものである。藩主祈祷の際村側は特に定まった役割はなかったようである。しかし村々は何らかのかたちで「殿様の雨乞」をバックアップすることが不文律であったらしく、大谷村はこれを妙見様への代参というかたちで表現することとし藩庁に届けている。この外の領内の村々は神楽の奉納を行っている。代参を終えた一行は仲町の「恵ひすや」に立ち寄り御神酒を飲んでいるが、「恵ひすや」は久留里藩城下町である市場村の商家で、大谷村の「村宿」であった。

七月八日には若者中の神楽、年寄中の百万遍による御しめり祝が行われ、一〇日には「度々御しめり祝」の御礼として村一同相談の上、白山

様と妙見様へ判頭中が代参に向いている。

白山様は俵田村の白山神社のことで弘文天皇伝説の伝わる神社である。本殿背後には古墳がありかなり古い時代に創建された神社と推定される。社域には神宮寺が設けられ『千葉県君津郡誌』⁽⁹⁾下巻によると、最初田原神社と称していたが、神宮寺が設けられた頃白山大権現、さらに明治初年白山神社と改称している。神宮寺には氏子により大般若経が寄進され、毎年一月二九日神前において転読を行っていたが維新後衰退し、同じく俵田村の徳藏寺に合併されている。当社を氏神とするのは俵田・末吉・長谷川台・吉野・大谷・青柳・上新田・箕輪・三田・賀恵測・西原などの諸村である。

大谷村と白山神社は氏子という関係から代参が行われたわけである。この時も代参の一行は「恵ひすや」において御神酒を交わしている。「御神酒代肴代共志貫四十文端紙書付取置申候」とはツケで飲食をしたものであろうか。

右のように元治元年の日照りはそれほど深刻なものではなかったようだが、文久元年六月から七月にかけての日照りは相当深刻であった。

大谷村というより上総方面は文久元年六月から七月にかけて雨に恵まれず、農作物にとって深刻な状態になっていたようである。それでも六月一日には多少雨が降ったらしく、翌二五日には「御しめり祝」ということで、卯之助と熊二郎は農作業を休んでいる。しかしその後満足な雨は降らなかったため、八日には久留里藩主自から雨乞を行っている。以下久留里藩における雨乞と大谷村の動きを日記の中から摘出しておこう。

(文久元年)

六月

八日 御殿様雨乞浦田村妙見寺^ニ被成候間、早朝分村方神楽持参参詣仕候、帰りの節仲町^ニひすや^ニ老若御神酒いたし帰り、村方^ニ金巻分御神酒いたし候、八ツ半御しめり御座候、
 九日 昼後休、御しめり祝^ニ付村一同休、年寄衆百まん、若衆三社神楽奉納、酒志本吞、少々雨ふり、
 十二日 大暑御天気(中略)名主殿宅ニ居候処、御上様分雨乞御祈禱之御廻状参り、明日分三日之間右ニ付一同相談之上判頭中代参可致旨取極メ帰り、
 十三日 御上様雨乞御祈禱浦田村妙見様ニあり、村方判頭中代参ニ行、大暑御天気、
 十四日 昼時主宮なきニ付内へ帰り、八ツ時村一同出、不動尊・持明院・蔵王山掃除いたし、夕刻内へ帰る、大暑御天気、
 十八日 明日御上様雨乞浦田村妙見様ニおゐて御祈禱御座候義被仰付、右ニ付村方判頭中参会致、明後廿日神楽奉納可致義取極御座候、主・市平殿参会ニ不行、御天気、
 十九日 明方与兵衛殿参り、悴卯之助ニ川谷村へ今日妙見様へ神楽同伴ニ不相成趣届ケニ参候様頼ニ参り直ニ帰り、御上様雨乞之義ニ付談事度義有之、名主殿分御沙汰ニ付参り、談事中俵田村白山様雨乞成就之御祈禱いたし度趣之御廻文参り、右ニ付談事之上早速判頭中^江知らせ、男不残出、白山様分妙見様^江弁当付^ニ神

樂持參奉納仕候、九ツ半時くるり仲町恵ひすや前へ參り候処、雨降り、同屋休村方一同御神酒いたし、七ツ時村方へ歸り申候、天王様(御カ)様ニ而明日朝仕事限雨乞可仕義取極メ、若衆三社神樂奉納、年寄中百まん右之通り取極メ一同歸り申候、主・卯之助神樂ニ行、金一分式朱ト老貫文、酒肴代村一同払(中略)昼後尾張ハ妙見様へ神樂ニ行、

廿日 朝仕事切村方雨乞若衆三社神樂奉納、年寄中百まん(中略)夜若衆不動尊へ籠り、

廿一日 大暑御天氣、村方雨乞若衆三社神樂奉納并千ハこり仕候、年寄中百まん読、三日之雨乞金一分御神酒肴、市平殿悴平吉・平兵衛殿、八郎兵衛悴卯之助三人ニ而白米壹斗五升五合出し、不動尊ニ而若衆一同へ朝飯進上申候、

廿三日 御上様愛宕村愛宕山ニ而雨乞御祈祷被仰出候ニ付、御名自宅へ判頭中一同呼寄相談之上、明日愛宕様へ神樂奉納可仕候評義取極、一同歸り其後勘藏殿三のわ村ニ而見性寺様用金式拾兩借用之金子出し、御名主殿へ渡シ一同歸り申候(中略)大暑天氣、

廿四日 暁七ツ時半時村中男家主・若者中不残出、愛宕村愛宕様ニ而御上様雨乞御祈祷ニ付神樂奉納ニ行、四ツ半時奉納仕行、大和田村通歸り、富田村江川ハ下町通直村方へ歸り申候、村百まん三社奉納、卯之助小遣百文渡(中略)天氣風くもり、夜入若者中世話(世話カ)人と兵衛殿・惣代又兵衛殿參り、今晚山神宮へ籠雨祈仕度候ニ付願出候与申、右ニ付御名主殿宅へ參り役所出仲間一同相談之上、

行屋堂付山神宮籠被仰付候、此夜若者衆籠斗外何事もなし、明方ハ村方一同老者男女出百まん可致取極仕候、

廿五日 主明方ハ百まん出、卯之助若衆一同籠居、五ツ時若者中世話人物代今日天王様順行致度願出候ニ付、判頭中村御役人衆中一同相談之上順行為致候、村一同野留、御神酒半樽呑、

廿六日 昼時御しめり御座候、

廿七日 上ハ御天氣、相州大山様ハ久藏殿悴ハ助、与兵衛殿式人代參ニ行、

七月

二日 御上様浦田村妙見様・愛宕様御両所雨乞御祈祷被仰付候ニ付、主村老軒一人代參ニ行、歸り之節恵ひすやニ而御神酒いたし、村神樂百まん卯之助神樂行、

三日 夕刻大山代參歸り、

四日 雨ふり(中略)今日御しめり宜敷義ニ付、明日御しめり祝可仕義評義致、白山様・愛宕様・妙見様三ヶ所村一軒ニ付老人宛代參、村方神樂百まん右之通取極メ申候、御神酒志本、

五日 村一同御しめり祝、白山様・愛宕様・妙見様一軒ニ付一人代參、三ヶ所手訊ニ致、主白山ハくるり廻り、卯之助朝夕休、御しめり祝御神酒志本呑、主小遣百文、かね同道雨ふり、

文久元年六月八日、雨乞は元治元年と同様久留里藩主黒田直和による妙見寺の祈祷で始っている。文久元年の日記も五月二七日以前のものは現存しないため、それ以前に雨乞が行われたかどうかは不明であるが、

六月八日の藩主による雨乞が始めての祈禱のようである。藩主による雨乞祈禱は合計四回行われ、七月二日には妙見寺と愛宕神社に対し雨乞祈禱を命じている。

藩主による四回の雨乞のうち三回は妙見寺、一回は愛宕神社で行われている。愛宕神社は標高二〇〇メートル程の愛宕山に祀られているが、久留里・小櫃・亀山を望むことのできる所で、雨乞に適した地であったようである。

藩主による雨乞は四回行われているが、藩主の雨乞祈禱に対応する大谷村側の動きをみると、六月八日の藩主の雨乞に対し大谷村は妙見寺に神樂を持参している。神樂の持参は神樂奉納となるのか、単に神樂用具を持参し寺域において飾り付けだけ行ったのかは不明である。一二日には一三日より三日の間妙見寺において藩主の雨乞祈禱が実施される旨が触れ出され、大谷村は判頭中の代参を決定している。一八日にも翌一九日から藩主の雨乞祈禱が村内に伝わり、判頭中は神樂奉納を取り決めている。二三日には祈禱場所を替え、愛宕山において二四日に藩主の雨乞祈禱が実施されると仰せ出されている。これに対し村側は名主宅に判頭中が集められ神樂奉納が決められるが、今回の藩主雨乞祈禱は四回目ということもあってか、村中の家主と若者中が残らず祈禱に参加している。村中総動員といってよい祈禱の興奮状態からか、二四日の夜若者中世話人と兵衛と、惣代又兵衛が山神宮へお籠りしたい旨を判頭である八郎兵衛に願ひ出ており、八郎兵衛は名主宅に赴き仲間一同相談の上若者中の「行屋堂付山神宮籠」を許可している。

右のように藩主の雨乞とともに大谷村における雨乞が開始されるが、元治元年の例からみても雨乞は村が自発的に行うものではなく、藩主の雨乞祈禱が契機となって始められたとみることが出来る。藩主の祈禱に参加する形式は神樂か代参のようであるが、どのような時が神樂または代参と決まっていたわけではなく、その都度名主及び判頭の評議によって決められている。若者中に対する指示や彼らからの願ひも判頭を通して行われているようだが、判頭については史料の関係から詳述することができない。

雨乞に関する行事の中心になるものは文久・元治両度とも若者中の神樂と年寄を中心とした百万遍である。文久の雨乞が元治元年の場合と異なるのは六月二日に行われた「千垢離」である。元治元年には千垢離が行われていないが、これは千垢離を行う以前に降雨をみたからであろう。つまり千垢離を行うのは千魘が深刻な状態になった時で、さらに状況が悪化した時に大山への代参が行われたとみることが出来る。

雨乞行事に付随して頻繁に行われているのが「御神酒」である。これについては若干後でも触れるが、村における飲酒という観点から考えなければならぬ問題である。

(二) 近代における雨乞

明治期に入ってから何度かの雨乞が実施されているが、明治に入ってからの大谷村における天候に関する大がかりな祈禱は雨乞とは逆の「日乞」である。日乞は明治二年六月下旬から七月上旬にかけて行われ

ているが、この年の六月は天候不順で雨が降り続き、影響を受けたのは農作物だけではなく、村人の多くも体調を崩したようである。そこで六月二八日村内の八坂神社に判頭が集まり、明二九日に日乞の祈祷をすることが取り決められ、神楽と百万遍を奉納することになった。

六月廿九日 雨降り、浦田村師匠様昨日夕泊り居り、卯之助五経読(敷)をさる、村一同日乞御祈祷あり、卯之助神楽ニ行、昼時帰り、亦

五経読をさる、其後神楽ニ行(中略)八ツ時頃主天王様へ百まんニ行、夕刻若者中一同願之義ハ、今晚不動尊へ籠致、明日ハ村神、三社へ千ごり上ケ度義、判頭中へ申出候ニ付、判頭中一同相談之上、明日之千ごり之義、時候も悪く若ハ身分ニもさわり候而ハ如何存千ごりハ可見合セ申、若者中一同是悲く致度願ひニ付、判頭中相談之上村役人衆へ願出候処、御聞濟ニ相成、家主方ハ天王様ニ百まん致候様是又願ひ候処、此段御聞濟ニ相成、夜入一同引取、夜飯イタシ村一同若者中不動尊へ籠、卯之助行一同ニひまを貰帰り、田畑ケ、

六月晦日 雨降り、村一同日乞御祈祷ニ付若者中不動尊ニ昨夜ハ籠居、外三人かご草かり、朝飯後老若男女下女下男迄出、心信之事(中略)主百まんニ天王様へ行、卯之助・平五郎千ごりに行(中略)主昼飯ニ天王様へ帰り、此時判頭中一同相談之上、御神酒金壹両式分分取吞候様取極メ、八十八・弥左衛門二人使として酒取ニ遣ス、名主殿ハ蒲原宿助郷一条ニ付くるりへ出、留主組頭忠右衛門殿風邪ニ付不出、同役平兵衛殿悴病氣ニ付不出、右ニ付判頭之内八郎

兵衛・五郎右衛門取斗ひ、右酒取式人遣ス、四ツ時頃若者中千ごり始メ、九ツ時頃安母様村役人衆村方へ無談ニ持出し、川ニいさめ、九ツ時過天王様へ納、千ごり仕舞若者中世話人并惣代出、判頭中へ申入候モ、安母様を小若者共持出しいさめ候義不調法之段真平御免可被下候様詫致候ニ付、判頭中相談之上村役人衆出張無御座候ニ付、見ながし聞ながシニ致候様聞濟遣し申候、若者中一同江昼飯喰セ候事、

振舞分

勘兵衛殿悴

一玄米五升

紋治郎出ス

一同七升五合

清三郎出ス

一同七升五合

八郎兵衛悴
卯之助出ス

右名前之者ニ而若者中一同へ振舞致候、八ツ半時頃若者中一同天王様へ出て神楽奉納、主天王様へ行、村一同百まん前書御神酒金壹両式分分取候極ニ而、弥左衛門・八十八遣シ候処、名主殿くるり仲町松井屋ニ居、右ニ付名主殿ニ右御神酒取候咄致、名主殿差図を以可取義申遣シ候処、名主殿ニ問合も無御座、式人之了簡を以金式兩分酒式斗清水屋林之助方取持參致候義、村役人衆・判頭中ハ不取斗致候義誤合被申聞候而、一円申訳無御座候処、村役人衆・判頭中勘弁致遣シ申候、七ツ時過頃村一同天王様ニ而御神酒致候、天王様本社之内名主殿、組頭式人殿、市平殿父、八郎兵衛、五郎右衛門殿メ六人御神酒致、家主方拜殿ニて御神酒、若者中一同政右衛門座敷をかり御神酒致、右酒式斗之内七升若者共へ遣ス、

日乞も雨乞同様に若者中による神楽奉納と年寄を中心とした百万遍が中心となつて行われている。二九日の夕方若者中は神楽による盛り上がりからか、または連日の雨による閉逼状態を打ち破るためか、千垢離を行いたい旨を判頭中に申し出ている。判頭中は天候不順の折りであり、病気にでもなつたらという心配から千垢離を見合わせるよう指示するが、若者中が懇願するため村役人の許可を得て千垢離を行うことになり、この日若者達は不動尊へ籠っている。

日乞に限らず雨乞の場合もそうであるが、大谷村における両者の行事は厳密な手順によつて進められるものではなく、ある程度の形式―荒筋―はあつたものの神楽・百万遍・千垢離・村内及び領内有力社寺参り等々が臨機応変に組み合わせられていたようである。また千垢離を願つた件でも分るように、行事の責任者、執行者は名主を中心とした村役人層であつた。

三〇日も引き続き日乞の祈祷が行われているが、千垢離を行つていた若者中が興奮の頂点に達したのか、安母様Ⅱアンバサマを担ぎ出している。この行為はその時の勢いということと処理される性質のものではなかつたらしく、千垢離終了後若者中世話人及び惣代が判頭中に詫びを入れていゝ。これに対し判頭中は「村役人衆出張無御座候ニ付」見なかつたこと、聞かなかつたこととして処理している。

日乞の時もまた御神酒である。六月晦日若者中に昼食が振る舞われるが、この時の米は村方からではなく個人の寄付で賄われている。一方御神酒については村負担であつたようで、この時の村一同御神酒代は金一

両二分と取り決められ、久留里まで酒を調達に行くのは弥左衛門と八八の二名があてられている。今回の御神酒購入取り決めの時は、名主に久留里の松井屋に所用で出向いていたため、二名の者に対し松井屋で名主に御神酒の件を話し指示を受けるように言い含めている。ところが二名の者は名主に相談することもなく二両分の酒を購入してしまつている。この一件は隠便に済まされたが、その背景は村民が少しでも多くの酒を期待していたからだろう。

村方における日乞にもかかわらず七月一日も「夜大雨降り川出ル」という有様であつた。このため同日「明日御殿様妙見様^ニ日乞御祈祷被仰付」ということで七月二日藩主による日乞祈祷が行われることになつた。雨乞は藩主の祈祷が契機となつて村方の雨乞が行われたようだが、日乞は村方から始められている。但しこれは明治維新後に行われた行事であるためかもしれない。藩主による日乞は七月二日に至つて次のように行われている。

七月二日 御殿様日乞御祈祷妙見様被成候ニ付、判頭八郎右衛門殿・吉左衛門殿・与兵衛殿・藤四郎殿・八十八殿・仁左衛門殿・伝兵衛殿代金兵衛殿・勘兵衛殿・八郎兵衛・五郎右衛門殿・久右衛門殿ノ拾壹人妙見様へ代参ニ行、久留里へ不寄直帰り候、相談中ニハ自分用向ニ付久留里町へ廻り候者之八郎兵衛・金兵衛殿同道帰り天王様へ行候処、一同昼飯ニ帰り迎根若者共政右衛門殿内ニ居り、早々昼飯ニ帰り(中略)村一同日乞御祈祷有、神楽・百まん有、卯之助神楽ニ行、昼時帰り(中略)八ツ半時過主天王様へ百まん

ニ行、百まん不致政右衛門内^ニ村役人衆判頭一同出会（中略）其
後若者神楽下ケ、

日乞における藩主の祈禱も雨乞と同様妙見寺において執行されており、大谷村側からは判頭一名が代参を行っている。一方村内では百万遍と神楽の奉納が行われているが、藩主の祈禱は近世に比べると盛り上りに欠けるようである。

明治期に入って雨乞が行われた最初は、現存する日記によれば明治六年六月四日である。

六月四日 昼時頃天朝様ヨリ雨乞致候様仰セ戸長へあり、村惣代を以白山様^江代参致し（中略）雨乞御祈禱村内惣代を以天王様□□致し御神酒三升取吞、

明治に至って最初の雨乞は天朝様の命令であるという。天朝様^ニ天皇つまりは明治政府が全国に雨乞を令したということであろうか。管見ではそれを裏付ける史料を見出すことはできなかった。また明治初年の日記には「天朝様云々」という表現が見られるが、明治初年における庶民の天皇観を考える上で興味ある記事である。

さて六月四日の雨乞は一体何んであったのかはよく分らないが、同年八月三日から一七日まで再び雨乞が行われている。但し八月の雨乞は天朝様との関係はまったくなく、当地方が日照りに見舞われたためである。ところで久留里藩領下では近世にあつては藩主の雨乞祈禱が契機となつて村方の雨乞が始められたようであるが、廢藩置県により既に藩主は存在しない。日記の明治六年八月一日の条には

明治五年^{壬申}四月ヨリ
木更津第五区式画

上総国望陀郡
大谷郷

明治六年^{癸酉}七月ヨリ
千葉県第四大区五小区

上総国望陀郡
大谷郷

右之通相成申候、
と大書してあり、既に日記の中から久留里藩は消え去っている。

こうした中で大谷村の雨乞は「村一同相談之上雨乞始メ」が取り決められ、早速天王様において百万遍が行われている。四日は若者中による百社参詣及び年寄中によると思われる百万遍、八日は家主が天王様において百万遍、若者中は三社千垢離をし夜は不動様に籠っている。翌九日も家主は天王様で百万遍を行い、若者中は天王様へ「順行」している。

日照りの状況は深刻だったらしく、水利の便の悪いと思われる耕地へは水を車で運び入れている。例えば一日の条には「御天気大暑、伝兵衛殿倅丈助・もん手間かり之分ニ参り、八郎兵衛・もん・丈助三人向田車ニて水汲」と記されている。ところで雨乞といえればこれまで中心の役割を果たしてきたのは若者中による神楽奉納であったが、今回の雨乞において神楽が登場したのは八月一四日に至つてである。

八月十四日 御天気大暑、村一同雨乞、家主方百まん、若衆中三社

へ神楽奉納(中略) 八郎兵衛百まんニ行

しかし翌日からは再び神楽が登場することはなく、若者中は山神宮に籠っている。

八月十五日 早朝家内起神々仏前へ品々献上、村一同雨乞、村方老軒老人ツ、白山・愛宕山・妙見三社江参詣ニ行、昼時帰り、残村方天王様ニて百まん(中略) 八郎兵衛右三社へ参詣行昼時帰り、清三郎殿御出、ゆニ入酒吞帰り、父ゆを立ル水を川分汲ゆを立(中略) 父八郎兵衛百まんニ行、御神酒半樽呑、暮方父帰り若者中山神へこもり、

八月十六日 少々曇、昨夜合若者中山神様へこもり、早朝合雨かゑる拵(中略) 米荅斗市平殿、同荅斗八郎兵衛メ米式斗出し、若者中ニつかせ、昼飯八郎兵衛内にて若者中一同へ喰セ、市平殿女房参り、よ祢・もん右之支度ニかゝり、どんたくニ付忠八・とみ手習休(中略) 八ツ時過雨少々ちらし、八ツ時若者中山神様前合雨かへる引出し、家内一同昼後休見物ニ行、

右のように神楽奉納はまったく行われていないようである。しかし従来奉納行事になかったと思われる「雨蛙」が登場している。「家内一同昼後休」わざわざ見物に行くことと注記するほどであるから、従来行われなかった奉納行事と比べてよからう。雨蛙といつてもどのようなもので作つたものかは分らないが、これを山神の堂宇に納め、さらにこれを堂宇から引き出す儀式が行われたのであろう。文久期の雨乞と比較すると、その形態が変化してきているようであるが、最大の変化は藩主による雨

乞祈禱がなくなったことである。藩主による雨乞祈禱がなくなったといふことは、旧久留里藩領下諸村における雨乞の「核」がなくなったといつてよい。雨乞の開始も前述のように近世にあつては藩主の雨乞祈禱が契機となつて村方でも行われたが、近代に入つてからは村一同の相談に基き開始されている。

日記の六月四日の条には天朝様より雨乞を仰付られたとあるもののこの命令そのものがどのようなものか不明であるし、その後の雨乞に天朝様は登場しない。例え登場したとしても久留里藩主の存在から見れば天朝様は遙か遠い所に位置し、一村の一地域の雨乞を指揮する、または象徴となることは時期からみてもあり得なかつただろう。

右のような状況の中で八月一七日には箕輪村と青柳村が合同で雨乞を実施するが、その奉納行事の内容は注目に値するものであり、両村の雨乞は次のように執り行われている。

三のわ村・青柳村両村ニて大雨乞致、龍を拵ひ浦田村妙見様へ引参り、右ニ付見物ニ行、市平殿父仁右衛門殿、父孫式人連行、新右衛門殿父孫連、勘右衛門母孫連、長左衛門殿・仲右衛門殿・八十八殿御家母々右之人々行、四ツ半時頃箕輪村・青柳村両村先手日の丸のむたを立、次具足着し馬乗、烏帷子(備カ)をさかんもりかむり馬乗、馬七疋、赤黒人出長短を致し、続き龍を引、見物人多出九ツ時前妙見様へ着御祈禱致、龍躰之内へ仕込神楽奉納つるきを舞、奉納ヲハシテ早而亦龍を引帰り、九ツ時過市場町を通、夫合箕輪村へ帰り、箕輪村と青柳村は旧久留里藩領下の村であり大谷村からは程遠からぬ

所に位置し近村といつてよい。しかし雨乞に関する奉納行事の内容は、これまで述べてきた大谷村の場合とはあまりにも異なるといつてよい。同一領内であっても雨乞の内容がまったく異なると不思議はないが、両村合同による雨乞行事の内容を検討してみると、雨乞行事の内容のすべてが近世から行われてきたものをそのまま踏襲しているとは考えられない。

日記に記されている両村合同の雨乞行事の内容には不明な部分もあるが、「日の丸のむた」、「具足」を着しての乗馬、さらに「烏帽子」等々は近代に入ってから雨乞行事の中に取り入れられたものであろう。まずは日の丸であるが、日の丸が国旗として制定されたのは明治三年のことである。但し国旗といっても商船・軍艦用の国旗としたもので厳密には国旗とは言えぬようだが、これにより日の丸が日本人の生活の中に入り込んでいったといつてよい。このような流れの中で箕輪村と青柳村合同の雨乞に日の丸が登場したものであろう。しかも「両村先手日の丸のむたを立」ということから、日の丸は雨乞行事の新たな象徴になったとも考えられる。

具足・馬乗・烏帽子などは武士身分の廃止された近代になって可能になった紛装とみることができる。尤こうした紛装は既に他所で行われていたものを真似たものかもしれない。具足を着けた人々が近世の祭礼絵巻等のように描かれているかを、『描かれた祭礼』¹⁰によってみると、具足をつけて武士の装いをした人々が描かれているのは大体母衣武者者ようである。例えば次の祭礼絵巻に母衣武者者が描かれている。

○稲荷祭絵巻（伏見神社） 近世中期 国立歴史民俗博物館蔵

○日吉山王祭礼絵巻 文政五年（一八二二）滋賀県立琵琶湖文化館蔵
 ○穴師坐兵主神社祭礼絵巻 近世 奈良県桜井市穴師坐兵主神社蔵
 ○宮嶋祭礼図屏風 近世 東京国立博物館蔵

右の絵画に描かれている母衣武者は近世前より伝統的に祭礼行事の中に位置付けられたものであり、祭礼を構成する上で欠くことのできないものである。これに対し箕輪村・青柳村合同の雨乞に登場した具足以下の紛装は近世より伝統的に継承されてきたものではなく、近代に至って雨乞行事に導入されたものようである。

近世より行われていたと思われるのは「龍」とみられるが、「龍躰之内へ仕込神楽奉納つるきを舞」というのはヤマタノオロチを想像させるものであるが、場合によってはこれも近代に至って導入されたものかもしれない。

明治一九年六月にも雨乞が行われているが、この時の行事は神楽と百万遍が中心になっているが、雨乞行事のハイライトは「アンバ様」である。

六月廿九日 天キ（中略）今日村一同雨乞御祈祷あり、昨夜雨ふり、今朝ふり十時過止（中略）村一同雨乞、酒半樽吞

六月三十日 天キくもり（中略）今日雨乞神楽・百まんあり、百まん申さず、暮方若者中一同あんなば様かづき巡行、第一番に朝生忠八宅へかつき来り、雨乞成就・五穀成就目出度様与ゑさめ、忠八与御神酒上ケ一同吞、猶亦ゑさめ機嫌能帰り、夫々村惣代人江沢銀治郎宅へ巡行

明治二年の日乞の時はアンバ様を担ぎ出すことは認められておらず、

興奮した若者の一部がこれを担ぎ出したため、若者惣代らが判頭中に陳謝したほどであった。ところが今回の雨乞ではアンバ様を担ぎ、村内の有力者の家々を巡行しており、迎える側の家では酒を振る舞っている。

雨乞はその後明治二四年八月にも行われているが、雨乞に関する日記の記述は少くなっている。

八月十七日 昨夜今朝迄雨ふり上□□天キ(中略) 今日村一同
雨乞御祈禱神楽百まん、午後朝生八郎兵衛天王様へ行(中略) 雨乞
酒代十二匁出ス

日照りの状態が深刻ではなかったためか、雨乞の行事も規模が小さく、従って記述もこの程度になったものかもしれないが、いずれにせよ雨乞のような行事は年を追うごとに縮小し、やがて消滅していったものであろう。

このような行事というのは、多くの人々が一体となつて行う行事のことである。いうまでもなく生活形態の変化により村人が行事に参加しにくくなってくるし、祭礼と異り日時が定まったものではないことから、より一層消滅の度を早めたものと考えられる。

明治二六年八月には御しめり祝いが行われているが、村人の全員参加というより、村内の家々からは酒や金が提供され、行事は若者中によつて行われていたようである。

八月七日 天キ(中略) 今日村一同御しめり祝ひ、若者中神楽奉納、
村内各酒呉ルモ有、金ヲ呉ルモ有、天王様ニて男女共呑ミ

右の御しめり祝は村内若者中と若い女性達のリクリエーションの場と

もなっていた。元來行事の場はこのような性格を持つものであつたらうが、それが従の立場からより表面化してきたようである。

大谷村の雨乞に関わる諸行事は神楽・百万遍などを中心として行われているが、その形式や具体的内容は固定したものではなく、時に応じて変化をしている。つまりその時代の流行を、または村人の目に新しいもの興味あるものと映じたものは積極的に伝統行事に取り入れている。大谷村及びその周辺地域にあつては幕末維新期に特にその変化、新しいものの受容が著しかったとみることもできる。

伝統行事・伝統芸能は古くよりの形式を伝えている地域もあろうが、大谷村にみるように多様な変化を遂げてきたというのが一般的ではなかつたらうか。例えば千葉県におけるその一例として県指定無形民俗文化財の「おらんだ楽隊」がある。おらんだ楽隊は「千葉県の文化財」¹⁾によれば

毎年四月一四、一五日の香取神宮例祭と、一月三〇日の大祭、
および午年の神幸祭に演じられる一種の「囃子」である。通称をオランダ楽隊といっているように、幕末から明治の初期に洋楽を古来の神楽にとり入れたのが特色である。

(中略)

本県の神事芸能のうち、時代の流れとともに大成してきた芸能の典型の一つである。

とあり、幕末維新期にこうした行事に大きな変化のあつたことを知ることができるといえる。

二 神 楽

(一) 近世の神楽

雨乞を始めとして大谷村の村内諸行事に欠くことのできないものが神楽であった。近世の神楽といっても笛や太鼓の演奏方法や舞について言及することはできないし、朝生家日記の内容もそれについての記述は認められない。ここでは年間の行事の中に神楽がどのように組み込まれていたのか、さらに神楽の運営について若干触れておきたい。

朝生家日記は繰り返し述べるように一年通して残っているものはない。そのため安政五年の日記をもとに適宜他の年代の日記を利用して神楽に関する一年間の動きを追ってみた。なお安政五年の日記の残存状況は次の通りである。

○一月二八日の途中から五月二五日の途中迄

○六月八日の途中から九月二〇日の途中迄

○九月二〇日から一二月三〇日迄

以上安政五年の日記は全三冊からなっていたようであるが、一、五月、六、九月の日記はそれぞれ前後が欠けている。また神楽を実質的に演じ、運営するのは若衆ニ若者組であるので、若者組に関する記事もある程度日記の中から抽出しておいた。

(安政五年)

二月四日 若衆春祈禱始メ、自分宿同日迎郷村文吉参り腰越村一郎

左衛門参り泊り、祝儀式百文若衆へ遣し、一同席ニ而馳走相成候、皆一同神酒相済休、

二月五日 同日若衆一同春祈禱ニ付役人判頭中神酒被下、是ニ付一座連中錢三百文祝義ニ遣し、是ハ八郎兵衛立替、

二月七日 夜入若衆一同春祈禱仕舞、其後□峯念仏宿致男女共参り相済、卯之助春祈禱入用三百三十八文出、

三月二日 若衆世話人禮替かや無心参り、

六月十日 朝飯後川谷村虫除明神順行あり、廻状参り主留主ニ付組頭五郎右衛門殿へも持参致写取貫申候、(中略)九ツ半時神主様両掛ケ参り、其後組頭五郎右衛門殿参り居候処、川谷村々村境迄参り居候ニ付、御迎ひ参り呉候様田中若者参り呉申候、夫々出戸村境迄名主・組頭・村若者共迎ひ参り、天王様へ納、神主様江七酒食差上、此時清三郎殿・五郎右衛門殿・名主立会進上申候、酒五合、切こふ十六文、かぼちや三拾式文、白米五合、八郎兵衛夕刻天王様へ参り不寄ニ付神主様へ願一夜泊り仕候、夜中雨ふり、

六月十一日 虫除明神順行、組頭・名主立会、神主朝飯進上、天王様へ参宝楽あり、御初穂百文八郎兵衛出、一同御神酒致順行、夫々神主様中食致、其後七ツ時迄川ニ而若衆勇ミ、夫々瀧村江順行いたし、瀧村出張をそし故、山田村見せ前迄送り、直ニ一同帰り、天王ニ而村中五穀成就御祈禱村相談□□あり、年寄中百まんべん、若者神楽御神酒金式分ト式斗恵ひすや分取、酒五升代式朱是ハ若衆願ニ付虫除明神順行ニ付御神酒遣し、夜入神楽帰り、明日日ま

ちニ付筋置、明日仕舞度義申筋置帰り申候、

六月十二日 日まち休若衆斗、

六月十五日 昼時若者とも天王様祭礼入用願ニ参り申候ニ付、帳

面預り置申候、

六月十六日 朝三拾七文卯之助若衆廻りせん出、

六月廿四日 早朝日乞ニ付日まち呼らせ、村中若者神楽、年寄百

まん、

七月八日 五ツ半時与兵衛・弥左衛門式人村一同相談之上日乞御祈

捧仕度願ニ付、惣代ニ而参り村一同相談ニ御座候ハ、宜敷事ニ而

日待呼らせ願ニ付年寄百まん、若者神楽村神々奉納、酒食金式分

分式斗村一同呑、恵ひすや分取(中略)夜入神楽帰り、

七月十六日 昼時後組頭式人八平一条并風除神酒談事両用兼参り

(中略)村方一同風除評定取極り、常吉を呼村方へ為觸、

七月十七日 早朝掃除、朝食後脇畑草とり、主・もと・そめ三人半

日、半日風除ニ付家内一同休、昼前組頭清三郎殿村中一同呑酒取

行呉申候、酒壹本代金三分式朱十駄十八両五分、恵ひすや分取呑、若者共

神楽村三社奉納、二百十日ハ七月廿四日也(中略)夜入神楽帰り、

七月廿五日 主早朝掃除、朝飯時若者頭吉左衛門、惣代清藏村大鼓

取替相談ニ付向町幸治郎参り候ニ付、右大鼓御かし被下候与持参

被成候、

八月八日 夜入村神楽大太鼓新規取替之義ニ付、若者共世話人・

組頭式人立会之上呼、如何之取斗いたし候哉相尋候処、私共義取斗

方不行届候段、村方役人中へ宜敷御頼ミ申度与口上御座候ニ付、

名主・組頭相尋之上、左様なら七判頭中へ□許方可申出候様申聞、

承知之□帰り、若者共世話人吉左衛門・角右衛門、惣代利右衛門参

り、

八月十六日 掃除いたし居候処江若者共世話人角右衛門、向町幸

治郎連れ大太鼓背せ参り申候^(負脱カ)、昨日太鼓持参可致候処、雨天ニ

付今日持参致候間、宜敷与申候ニ付、早速三役人勘定人一同寄

合并若者共世話人角右衛門・吉左衛門惣代晴吉・兼吉、判頭惣代

伊右衛門・仁左衛門参り、右太鼓相改申候処、宜敷義ニ付然^(尤カ)モ御

停止ニ付打見度義モ不相成、何れ御停止相済候上、急度代金相払

可申候義取極メ、壹柄太鼓代金壹両二分之處、鳴悪數ニ付取替故

金三分遣し取替之引合此度三分之内式分右御方立会之上相渡シ申候、

残壹分之義ハ御停止濟之上相渡シ可申候、乍去若者世話人之取斗も

可有之義、五ヶ年之引請一札取置申候約定仕候間、此書付持参いた

し候ハ、右残金壹分之處取斗可申候義申聞取極メ、右太鼓一

条ニ付判頭衆・若者中御世話之事故酒式升仁兵衛殿分取進上申候

事、

八月十九日 村神楽大太鼓取替代向町幸治郎江渡シ、

九月八日 夜飯後若者世話人吉左衛門・角右衛門式人立沢村持山当

時若者共へ御まかせ被下候ニ付、今日かり取仕候、此段申上候、

右ニ付場所焼取度奉願上候与申出候ニ付、何れ評義之上沙汰可致

候事ニ而帰シ申候、

九月廿八日 若者共せ八人角右衛門・吉左衛門祭祀之次第ヲ聞ニ参り、

九月卅日 若者頭世話人角右衛門殿・吉左衛門殿例年之通神酒差上度義あいさつ可仕事ニ而帰り申候、(中略) 夕刻若者共世話人神酒被下候義無自躰頂戴可致候義名主・組頭式人若者共世話人式人五人ニ而神酒三升ツ、遣し、肴之義ニ若者共ニ而くるり分買、代セン五人わり合可致候約束仕候、

十月朔日 夕刻若者共神酒五人分去ル卅日約束之通酒三升ツ、取□□持明院ニ而若者共一同神酒仕候、

十一月七日 早朝日まぢ呼らせ、朝飯後主天王様江参り、村一同家主方一同よせ、白山様・妙見様両社江手訳ニ流行病気心願御礼参り行、右一同昼時帰り、若者共村神ニ神楽奉納御停止ニ付、神楽ノ宮ハ持参不致神楽太鼓斗、夕刻村一同寄手□之酒村方分集メ申候ニ御神酒仕候、

十二月十六日 夜入判頭衆中山神部多・大部多山払代金割出シ之相談ニ寄せ、相談之上割出之義取極メ、此時御停止明ニ付白山宮分神事之通り神楽持参不被下候様廻文参り候ニ付、判頭中相談之上神楽持参可致相談取極メ一同帰り申候、

十二月十七日 九ツ時若者中寄合、神楽出シ白山江奉納ニ可参与天王様迄持参致候処、若者中小人之事ゆへ神楽持参不致、但一同代参ニ行、

(安政四年)

九月廿四日 夜入若者共神楽稽古始メ、

九月廿九日 其後若者共一同集まり白山へ例年之通祭祀奉納神楽八ツ時持参いたし候、

九月卅日 其節村一同若者中神楽千秋楽ニ参り居申候、夫分男女集まり種々物まねいたし、後世三人参り、弥千秋楽相済候節、夜七ツ時成り、

十月八日 主風除御祈禱村方分願之趣組頭へ参り相談之上、日待呼七申候、(中略) 其時村一同若者共神楽ニ付一同寄合、夫分若者一同神楽奉納ニ参り(中略) 其後川谷村浄蓮院様御祈禱御出を待居候処、七ツ半時御出無御坐候ニ付、主天王様江参、村一同若者中神楽奉納いたし、夕刻村一同御神酒いたし居候処、浄蓮院様御出被遊御祈禱致呉申候、夫分御神酒進上、夜入帰り申候、

十月十九日 早朝組頭式人御殿様御上覧神楽并新町左京上京勸化村方へ相談致候(中略) 同日夜入参会、村一同御殿様分御殿神楽奉納被 仰付候相談并新町左京殿上京勸化相談仕候、一同承知之上帰り申候、

十月廿二日 夫分御城内へ神楽御殿様御上覧之一条申上ニ参り申候、

十一月三日 四ツ時若者世話人物代七左衛門・喜兵衛右四人神楽稽古入用之義願参り并神楽宮改仕候、

十一月六日 同日神楽稽古仕候、

十一月十五日 早朝御殿様神楽御上覧ニ付、村若者三十人、案内
 者人組頭佐左衛門、夕刻伝兵衛殿くるり迄参り、挑灯持市之助、夜
 入神楽帰り、

十一月十七日 若者共世話人惣神楽入用前願□□其後組頭兩人呼右
 若者願之一条組頭江咄し、組頭申候也、何れ入用帳出セ、其上ニ
 取斗可申候与申スニ付、若者共世話人物代呼、其節入用帳出べく
 義を申付帰シ申候、其後組頭兩人帰り、夜入若者世話人入用帳持参
 致申候ニ付、預り置申候、

十一月廿日 早朝嘉右衛門参り、前神楽御上覧之節、佐左衛門勝手
 を以参り□届取訳りも無之候ニ付、御殿様送りニハ参り兼候間、
 左様ニ御召役可被成候、右ニ付寺役五郎右衛門殿へ御咄合ニいたし、
 其上佐左衛門殿へ願置申帰り、

十一月廿三日 其後村一同相談之上、病人多神をろしたし呉候様
 相談之上、村惣代仁左衛門殿・久蔵・伊右衛門三人神をろしニ参
 り呉候処、天王様身木ニ釘打有之、山神宮身木切御腹立ニ付、三
 日御祈祷可致候内談、九ツ時同日早朝御日待、九ツ時村一同相談
 之上神事神楽奉納、寺院宝楽いたし、夕刻天王様ニ村一同御神酒
 いたし、夜入帰り、

十一月廿七日 同日天王様ニ御祈祷御座候、寺院宝楽被下候(中
 略)村若者共神楽奉納之支度ニ参り、夫々神事神楽持参、同時川
 谷村浄蓮院様御祈祷参り申候、天王様ニ七ツ時惣村一同御祈祷相
 済申候、

十一月廿九日 其後神楽稽古入用帳調方訳り兼候ニ付、若者世話
 人物代呼、其節世話人辰治郎・惣代伝吉参り、右入用帳仕立直し申
 渡シ帰シ申候、

十一月卅日 其後判頭中一同参り村安全御祈祷神楽湯花ニ可仕候
 評義取極り(中略)其節若者世話人清吉・辰治郎・惣代弥市・平吉
 ・喜平右之者中神楽稽古入用帳持参いたし、役人一見いたし多分入
 用之義ハ一応訳合申聞、其上伝兵衛殿訳合承知いたし、判頭中へ披
 露之上、右入用帳を名主方ニ預り置申候、其後組頭式人、名主・
 市平・伝兵衛・勘蔵酒吞仕候、酒壱升若者共神楽御上覧之節、くる
 り酒貫請申候内被下候酒豆腐一丁半仁兵衛分取中食、白米式升四
 合八郎兵衛・五郎右衛門・又右衛門式人、川谷村江湯花致神主様
 を頼ミ参り呉申候、

十二月朔日 主早朝白山宮へ参詣(中略)夫々村一同御祈祷神楽湯
 花天王様ニ神事へ上、酒壱分恵ひすや分取、御神酒いたし、川谷
 村白熊真証様七ツ時半湯花上ケ、夫々御神酒上ケ、夜入村一同帰り
 申候、一金式朱也川谷村真証様江上ケ(中略)七ツ時川谷村真証
 様御出、夜入帰り、七ツ時伊勢御拔横手綱吉持参被下候、

廿四日 主内ニ帳面調、朝辰治郎・清吉式人神楽入用金三分ト九
 百五十壺文渡シ、
 若者組が本格的にまたは行事の中心的役割を担うのは二月上旬の春祈
 禱が最初のようなのである。二月四日が春祈禱初日で役人判頭中より若者組
 へ対し神酒が遣わされている。春祈禱は七日迄行われている。

六月一〇日は隣村川谷村の虫除明神の巡行があり、名主・組頭・若者組が村境まで迎えに行き、御神体は天王様（八坂神社）へ納め神官は大谷村の饗応を受けている。翌日若者らは虫除明神を次村に送り出している。虫除は年中行事として位置付けられているが、虫除明神の巡行といふのは特別行事のようである。虫除巡行に関連しての神楽奉納は行われていないが、六月一日虫除明神巡行後大谷村では五穀成就の祈祷が行われ、年寄中は百万遍を、若者中は神楽を奉納している。若者中へは虫除明神の世話、神楽奉納に対して御神酒が遣されているが、これは当然村方からのものであろう。

六月には村内の鎮守である八坂神社の祭礼が行われるため、一五日に若者組が村方へ祭礼入用を願っている。しかし六月の日記には八坂神社祭礼に関する記述は無い。二四日に日乞のため村中の若者が神楽を年寄が百万遍を奉納しているが（八坂神社へか）、日乞行事がこの年の祭礼を兼ねたものになったのだろうか。『大谷の民俗』¹²によれば八坂神社の祭礼は新暦の六月二八日と九月二九日に行われ、前者は「テンノマチ」、後者は「ホンマツリ」と呼ばれている。

七月は日乞と風除の行事に神楽が奉納されている。風除は七月一六日に村方一同の評定で翌一七日の執行が決まり、若者達は村内三社に神楽を奉納している。

若者組にとっても、村内にとっても最大の行事の一つは九月二九日の八坂神社・白山神社の祭礼であるが、安政五年の日記からは両者の記事がほとんどみえない。それは八月一六日の記事に「御停止」、一月七

日に「神楽奉納停止」とあることから、何らかの理由で鳴物停止が触れ出されていたためと思われる。この年における幕府の鳴物停止としては徳川家定薨御に伴う鳴物停止がある。これは八月八日に触れ出されているが、九月下旬には免じられている¹³。朝生家日記によれば二月一六日に御停止明けの記事があり、停止明けの時期に開きがある。久留里藩においても鳴物停止の対象となる出来事はなかったようである。鳴物停止の理由は定かではないが半年近く神楽奉納は行われず、一月一六日停止明けに伴い白山神社より神楽持参の要請が出されている。

右の理由から八月以降若者組による神楽の記事を安政五年の日記にみることはできない。このためその間の記事を安政四年の日記によってみよう。

九月二四日に若者組は神楽の稽古を始めているが、これは二九日の祭礼に向けてのものである。祭礼の翌日九月三〇日に神楽の千秋楽が行われているが、その場所は名主である八郎兵衛宅のようである。男女が集まっつての物真似など村内における男女間の交流の様子を垣間みることができる。

一〇月一九日は久留里藩主より神楽奉納が命ぜられその相談を行っている。城内において藩主の上覧に供する神楽であるが、大谷村だけに命じられたものか、領内各村に命じられたものか不明であるが、一月一五日の上覧の記事をみると大谷村の若者三〇人が城内に入り神楽を演じているが他村に関する記述は一切みられない。

一月下旬村内に病人が多かつたらしく八坂神社において二三日に神

おろしを行うが、その際奉納された神楽は「神事神楽」とあり、この神楽が特別な神楽であったように思われる。その後三〇日に行われた神楽は「湯花^ニ而可仕候」とあり、湯立神楽も行われていた。

右のように村内における祭礼・祈祷など神事全般に亘って神楽は中心的な役割を果しており、その担い手は若者組であった。神楽をも含んだ若者組を監督する立場にあるのは当然村役人等であるが、大谷村^ニ久留里藩領村全体であるかもしれないが^ニにおいては名主・組頭などとは別に判頭と呼ばれる役のようなものがあり、この判頭が若者組と深く関わっていたらしい。

神楽は基本的には若者組の者達が自主的に稽古をし、演じていたわけであるが、明治六年五月一七日の条によると專業または專業的立場にある者も存在していたらしい。

此度久留里城御櫓破シ被仰付、右御櫓潰し候処、何^ニ者か毎夜不意^ニさわき、三味線之声、大鐘之音一通りならず、右^ニ付丹生明神御城御守り^ニ付、昨日夕御祈祷、就^而ハ丸一神楽太夫を頼稽古為致候、依之人^ニ出候、母孫とみを連御城山へ金兵衛殿女房、作兵衛殿女房同道^ニて四ツ時頃御城山へ行、

現在のところ專業または專業的な神楽に関する記述はこれだけであるが、とりあえず存在したことを指摘しておく。

(二) 神楽の現状

神楽の現状といっても筆者が昭和六一年九月二九日に俵田の白山神社

において見聞した神楽及びそれに関する聞き書きが中心であり、平成八年現在どのような状態にあるかは確認していない。

『小櫃村誌』^(註)によると、昭和五〇年代前半の白山神社における神楽奉納について次のように記している。

氏子中俵田・上新田・西原・賀恵淵・三田・長谷川・大谷の七部落が最近まで神楽を奉納していたが今は中絶の状態である。神楽の本体は獅子頭で奉納に当っては舞手一人、ハカマを着けるのが通常で後被り^{かごま}と称して胴体に初めは一人、後「狂」^{くる}の段階には三人で舞手後の着物の中で操作を助ける。楽器は大鼓^{おび}一、小大鼓二、笛三、四人、鐘叩一人の構成で舞初めてから狂いの終りまでで大体四十分内外の演技である。この殆んど同様に思われる演技のうちにも三通りあった。流派によって神楽唄が異り更に普通狂いに入る以前には始め御幣を持ち、次に鈴を持ってするが御幣と鈴の代りに二振り^ニの日本刀を持って舞う『剣の舞』があり、これは主として大谷村の青年衆の特技と云ってよかった。実に勇壯で奉納神楽の中でも深く印象に残るものであった。獅子頭には鼻の黒いものと赤いものがあるが、故事来歴は一寸不明である。西原と三田部落は房州磯村の三太夫の系統に属するものときいたが詳しいことは分っていない。他の部落についても同様に分っていない。

『小櫃村誌』によると、神楽は現在中絶の状態にあるというが、本書は昭和五三年の発行であるからこの当時白山神社に神楽奉納は行われていなかったわけである。神楽の内容は詳しく記されているのでここで繰り返

返すことはないが、ここで注目されるのは「剣の舞」が主として大谷村青年衆によって行われていた特技という点である。

大谷村が特技とする剣の舞とは明治六年八月一七日に箕輪村と青柳村合同の雨乞の際に演じられており、恐らく新趣向のものであったと思われる。それがどのような事情からか大谷村も演じるようになり、次第に周囲から大谷村の特技として認められるに至ったと考えられる。

白山神社祭礼時における神楽奉納は『小櫃村誌』出版の時点では中絶状態にあったようだが、その後再び神楽奉納が行われており、筆者らが昭和六一年九月二九日に白山神社の祭礼を調査した時には神楽が奉納されている。調査といっても簡単なメモを採っただけで曖昧な部分が多いがその概要を次に記しておこう。

白山神社の祭礼は儀式↓ナオライ↓神楽の順で進められるが、祭礼の一番の盛り上りは神楽である。神楽の道具は木製の直方体の箱に木の車輪の付いた台車のごときものに納められており、これを各村から白山神社に運び組み立てるらしい。

箱の中からお宮を取り出して台車の上にセットし、その中に獅子頭を納める。太鼓を箱の周囲に吊り下げ、箱の中からは笛や一升壺がのぞいている。一升壺の中味は酒か水か聞き洩らしたが、笛の音を良くするためのものという。

『大谷の民俗』¹⁵によれば昭和15・6年頃までは青年会のメンバーが村内の八坂神社で神楽を舞ってから白山神社にお宮を運び舞った。白山神社まではリヤカー程度の車に神楽を乗せて運び、他の部落を通る時は太鼓

で囃しながら歩いた。白山神社の神楽奉納が終ると再び八坂神社で舞ってその晩のうちに神楽を神社の中に納めてしまった。また神楽そのものについては次のように記している。

大谷の神楽は女神楽で雌獅子だった。雌獅子の面の鼻は赤鼻で雄獅子の鼻は黒い。舞い方は雌獅子はおとなしく、雄獅子はきつくて最後の怒る場面でも迫力があつた。獅子が三名、大太鼓一名、小太鼓二名、笛二名でやる。他に鉦なども用いる。舞い方は二五手あり、囃子は神楽・宮入りなどによって笛が違う。青年会の人、白山神社に奉納するために、七・八月は毎晩行宿などに集まり、半日くらい稽古した。(中略) これほど熱心にやったせいが大谷の神楽は一番うまかつたので、白山神社ではしんがりに行い真打ちであつた。

本書の調査は昭和五三年であるから少くとも白山神社への神楽奉納は行っていないのであろう。筆者が昭和六一年に白山神社において神楽を見た時は本書の存在を知らなかったため、残念ながら比較検討することができなかった。神楽は全てがセットされると拝殿前に置かれ、ナオライが終る頃拝殿下に設けられた神楽舞台の脇まで運ばれる。

ナオライの席の人々の話によると、神楽は紀州漁民と共に房州に伝わりさらに上総方面に伝播したという。神楽を統括する責任者ともいふべき存在は太夫で、太夫は青年団を退いた人が勤める。神楽には神楽唄がつくが、昔は御詠歌のようなものであつたのを、ナオライに加つていくうちの一人が節を直したという。

昭和六一年の白山神社祭礼に神楽を奉納したのは大谷・俵田・長谷

川・三田・西原・貝渕・末吉・戸崎の各地区で奉納は午後二時より始まる。奉納開始のセレモニーは特に決まりがあるというわけでもないらしく、氏子役員達が青年団長の挨拶があつた方がよからうという意見で、奉納は団長挨拶から始まっている。最初の神楽奉納は俵田村で、先ず舞手二人が舞台上がり本殿に向つて一礼。一人は獅子、一人はヒョットコで、このヒョットコの役がアトッカブリ(後被り)である。

獅子の頭は口でくわえているため、獅子の舞手は鈴と幣束を持つて振り回す。鈴と幣束はアトッカブリに当りそうになるが、アトッカブリは滑稽な仕舞でそれを避ける。そのうちアトッカブリは自分の胸を押し広げ、懐から紅白の餅を取り出しては投げ始める。遠くへ投げると見せかけては近くへ、近くへと見せかけては遠くへ巧みに投げる。

次にあと一人が舞台上がり、合計三人が獅子の布の中に入って舞う。これは怒りの舞いと呼ばれ、布の中の人が背を伸ばしたり縮めたりして怒りの表情をつくり、舞台狭しと動き回る。舞が終了すると舞台の上にごんボール箱が乗せられ、その中から餅や菓子を取り出しては見物人に撤き俵田村の神楽奉納が終る。次の神楽奉納は三田村で、舞そのものはあまり変りないが、両者を比較すると、俵田村の獅子の鼻は黒く三田村の鼻は赤い。また三田村のアトッカブリは法被を着ただけで面はつけていない。袴は俵田村が唐草模様であるのに対し、三田は白地である。

以上の記述は筆者自身の目で見たと、地元の方の説明をまとめたものであるが、怒りの舞というのは『小櫃村史』の「狂」に相当するもので、人により地区によりその名称は異っているのかもしれない。神楽

の全行程を見ることができなかつたため、奉納の順番や大谷村の神楽は今後調査し補完したい。

三 虫加持と疱瘡加持

(一) 虫加持・疱瘡加持

子供が疳(癩)が起きたり、引きつけを起こすのは疳の虫によるものと考えられていた。疳の虫を鎮めるための薬や祈祷は日本各地に多種多様な方法があつたといわれている。なかでもよく知られているものの一つが「マゴタロウムシ」である。筆者自身の経験によれば小児の頃祈祷師と思われる所で手のヒラに呪いをしてもらい、そこから白い糸状のものが出て虫を封じたという。尤母の話によれば祈祷師は白い糸が出たというが、自分には見えなかつたという。一方疱瘡は生命に関わる率も大きく、しかも伝染病であるため特に恐れられていた。しかし種痘の普及により現在ではほぼ根絶された病気といつてよい。これに対し疳は今なお寺社などにおいて「虫封じ」と称し呪いが行われている。これは疱瘡などと異なりその原因が一定していないため、さらに一種類の医薬品で根治するという性格のものではないためであろう。

大谷村においては虫封じの祈祷と共に疱瘡の祈祷も行われている、これを「虫加持」「疱瘡加持」と呼んでいる。大谷村における虫加持、疱瘡加持といつても、正しくは村内の寺である持明院がこれを執り行つていた。ところが持明院の住職が歿したらしく、後住がなかなか決まら

なかつたため、安政四―五年頃は村方のものがこれを代行していたもの
 のようである。村方が代行したといっても、名主八郎兵衛を中心に村役
 人らが加持祈祷やその費用の管理を行っていた。

村役人らが加持祈祷を代行できたのは持明院に伝わる「宝物」があつ
 たからである。この宝物を中心として加持祈祷が行われたらしいが、そ
 の関連記事を次に紹介しておこう。

(安政四年)

一〇月

十日 昼時増村(現市原市)善右衛門・和吉・善兵衛三人様疱瘡加
 持参り申候、子供四人銭四百文置帰り申候、自分^ニ菓子出し茶進
 上申候、

十六日 同日九ツ時小糸作上畑村(君津市)一人虫加持参り、加持

料百文置帰り申候、

廿二日 同日虫加持今富村(市原市)三人参り、三百文、

十一月

廿九日 早朝持明院□□礼一条^ニ付伝兵衛殿^江参り、其後市平・

伝兵衛・組頭嘉兵衛・名主立会□□礼相改、其後御神酒壹升五合代^二

百六拾文、こんにやく五拾文、肴五十二口^{三カ}三百六拾文、此入用

宝物加持料之内^ニ而出し可申候取極候、

一二月

五日 同日市平虫加持致、代料四十八文、寺沢村(君津市)衆、

七日 同日宮原村(市原市カ)虫加持参り、是^モ市平いたし、代料

三百文置、是^ハ市平^カ受取、八郎兵衛預り、

十四日 同日虫加持椎津村(市原市)衆一人参り、代料四十八文、
 是^ハ市平まじない^{致カ}いたし申候、

(安政五年)

二月

十二日 昼時矢那村(木更津市)虫加持料四百四十八文、セキ普請

場^カ市平加持参り呉申候、右銭市平^カ請取申候節、新屋敷伴治居合、

十三日 同日虫加持料百文、是佐左衛門いたし同人^カ請取、

廿四日 同日虫加持矢那村衆三百文、是^ハ佐左衛門加持いたし、

其後疱瘡加持市平、持明院へ参り調合致遣し、右三百文之内百文御

神セン払、

三月

十日 同日虫加持矢那村、三百文代料内四十八文寺母^ニ遣し、式百

四十八文是^ハ五郎右衛門殿^カ請取、

十三日 同日姉ヶ崎(市原市)上手虫加持参り、十四人式朱^ト六百

文加持被下、内百文御神酒いたし市平殿・清三郎殿加持致遣し申候、

十五日 同日昼時虫加持参り矢那村^カ貴式百文、是^ハ市平^カ加持

いたし差上申候、右セン同人^カ請取預り、

廿三日 同夜東日当村元右衛門あたる赤門と云男疱瘡虫加持参り、

同人をい子式人参り、三人分疱瘡種遣し、代料式百文、自分世話料

式百廿一文、外^ニ子供^ヘ百文被下、

廿四日 早朝東日当村元右衛門殿虫加持疱瘡まじない市平いたし遣申候、

五月

十一日 同日八ッ時牛宿在者式人虫加持^并疱瘡加持料四人四百文、内四十八文寺母々ニ遣し、残三百四十八是ハ一平殿^令請取申候、

十四日 昼時主虫加持、但シ奉見村(奉免カ一市原市) 治右衛門・治兵衛・茂兵衛・久右衛門四人、四百文加持料被下、是ハ八郎兵衛加持致、

十五日 同日昼時奉免村虫加持式人参り^并疱瘡加持致遣シ申候、加持料式百文被下帰り、

医学の発達していない時代にあつては、現代より一層病氣に対して強い恐怖心を抱いていた。適切なまた適切と信じられていた治療方法のある病氣であればまでも、手の施しようのない病氣となればなおさらである。治療方法があつても病氣が重くなれば加持祈祷の類が日常的に行われていたといつてよい。前述のように疳の虫は小兒にとって厄介な病氣であり、疱瘡は生命に関わる率が大きく、しかも両者共に稀な病氣ではなかつたからこれを恐れる気持は強かつたと思われる。

大谷村持明院における虫加持・疱瘡加持は日記からも分るように、村内・隣村に留らず今富や姉崎方面の人々もやって来ている。靈験著しいとなればどのような遠隔地から人々が訪れても不思議はないが、それにして大谷村の零細な寺院にこのような加持祈祷があるというのは、何らかの伝承でもあつたのだろう。

加持祈祷費用はおよそ一人に付一〇〇文が相場であつたらしい。なかには四八文という場合もあるが、これは九六法に基づいたもので短銭の五〇文のことである。安政五年三月一〇日の記事によると、三〇〇文の内四八を持明院の母々(前住職の母又は妻か)に、残り二四八文を五郎右衛門から八郎兵衛が受け取たとある。このことから九六法により勘定が行われていたことが分るが、五〇文の時のみ四八文と記し、一〇〇文の時は別段特別な書き方はしていない。また加持料は虫加持と疱瘡加持を併せ行つても加持料は同一であつた。

加持は宝物があつたからこそできるものようだが、「呪い」も必要であつた。この「呪い」には何人かの村民があたつているが、市平が最も呪いに練達していたようで、度々市平が呪いを行っている。

ところで両者の加持のうち疱瘡加持については若干ではあるがその内容を示す記述がみられる。安政五年二月二四日の記事によると、この日は矢那村の人々が加持にやってきているが、虫加持については佐左衛門が行い、その後の疱瘡加持については市平が行つてある。市平は持明院において何かを調査し、これを加持に来た人々に渡している。何を調査したかは不明であるが、疱瘡加持の場合「葉」のようなものを調査して渡していたらしい。翌三月二三日に来村した日当村の元右衛門の場合「三人分疱瘡種」を受け取つているがこの「疱瘡種」は注目すべき記事であるが現在のところそれを知るための手懸りはまつたかない。

加持祈祷による収益は微々たるものであつたが、小さな寺にとっては貴重な収入源であつたことは容易に想像できる。この収入に関連してか

持明院の本寺にあたる円如寺が、虫加持道具を持参するよう安政五年九月二二日大谷村に申し入れている。

廿二日 早朝持明院^ニ名主・組頭二人・伝兵衛殿・市平殿・又右衛門殿・常吉・一右衛門・市蔵・八平殿十人酒食致、諸道具相返シ一同帰り、主わらずぐり、昼後楸柄拵居候処^ハ円如寺様^ハ虫加持道具持参可致書面使参り候^ニ付、直様五郎右衛門殿行候処、御隠居咄合いたし寺世話人留主^ニ付、虫加持道具遣し候義不相分候義申、使者返し申候処、又候夜入書面使者参り候^ニ付、伝兵衛殿^江内談^ニ行、何れ寺世話人談事之上可取斗事^ニ而、組頭式人相談之上組頭五郎右衛門殿書面参虫加持道具不遺様言訳参り申候、挑灯持常吉(中略)組頭五郎右衛門殿・常吉夜九ツ半時円如寺様^ハ帰り右虫加持道具持参之義、是悲明^(マヤ)廿三日六ツ半時持参可致候様申越され候^ニ付、何れ立帰り相談可仕候儀取定帰り申候、(後略)

廿三日 早朝楸頭拵、夫^ハ伝兵衛殿・市平殿兩人相談致度義^ニ付参り候処、伝兵衛殿風邪^ニ而休、市平殿他行^ニ付留主、夫^ハ内帰り、朝食後組頭式人寺世話人伝兵衛殿・同市平殿・佐左衛門殿・嘉右衛門殿・仁右衛門殿俸春吉右之者一同寄、虫加持道具円如寺^江持参致候義、如何^ニ御座候^与相談致居候処^江、五ツ半時円如寺様御出、虫加持道具^ハ持明院無住^ニ付てハ、本寺預り可申候処、村方役人^江預け置候^ニ付、此度無心致諸人助ケため虫加持致可遣^与申、村役人持明院世話人一同申候ハ、虫加持道具之義^ハ持明院什物^ニ被附置候宝物、用意^(マヤ)他所へ持参致候義難相成候^与申上候得へ

七、左様程^ニ一同貴意致候物^ニ御座候ハ、持明院可被納置候義御聞濟相成申候、其後円如寺へ参り、村子供虫加持致呉申候、此時御初穂寄御城内式百文、村子供四百廿四文メ六百廿四文、内四百文円如寺様江上ケ、式百廿四文村役人預り、此時濁酒壹升伝兵衛殿被下、持明院^ニ而吞、夫^ハ名主方へ参り中食円如寺様^并御供進上申候、円如寺は久留里藩の城下町である久留里市場に隣接する小市部村の寺で、大谷村から城下へ出る道筋を少し入った所に位置する。持明院と円如寺の間は二〜三キロメートル程である。

持明院については先きにも少し述べたように、後住の一件をはじめいくつかの問題があつたようで、八郎兵衛らは九月二日に持明院に集まり相談をし、そのまま飲食になり参会者の多くは持明院に泊り込んでしまった。翌日自宅へ戻った八郎兵衛のところへ円如寺からの使者が書面を持参し、虫加持道具を持参するよう伝えてきた。八郎兵衛は直に寺世話役の五郎右衛門のもとに行くが他出中であつたらしく、円如寺の使者には寺の世話役が留守であることを理由に虫加持道具を渡してよいものかどうか判断がつかないと答えている。ところが夜に入つて再び円如寺側の使者が訪ずれたため、同じく世話役の伝右衛門と相談の上処置すると返答をしている。円如寺側が加持料に関連して虫加持道具を求めたのではあるが、それにしては突然の申し入れでもあり、他に何らかの理由があつたとも考えられる。

翌二三日に寺の世話人及び村役人らが寄り合いをしているところに円如寺が訪ずれている。円如寺側の主張は虫加持道具は持明院が無住であ

れば当然本寺である円如寺が預つて然るべきものであるが、それを村方役人に預けておいただけのことであり、この度虫加持道具を無心するのは人助けのためであるという。

これに対して大谷側は、虫加持道具はあくまでも持明院の什物であり宝物であるから、容易に他所へは移すことができないというものである。これにより円如寺は大谷村側の主張を尊重し、円如寺が持明院に来て虫加持を行うことで落着いている。

円如寺がこれほど持明院の虫加持道具を必要としたのは、少くとも久留里周辺には持明院の虫加持道具が知れ渡っていたからであろうことが推測される。この時の円如寺側と大谷村側の交渉の中には虫加持については触れていないが、虫加持と瘡瘡加持は深い関連があったのである。

霊験のあると思われる虫加持・瘡瘡加持であるが、現実に病気が流行すればなす術はないといつてよい。慶応元年に瘡瘡が流行するが、多くの人々が感染し命を落とした人も少くない。

(二) 大谷村における瘡瘡の流行

日記の残存状況から、村内において瘡瘡に感染した人が出たのがいつかは判らないが、現存する慶応元年一〇月一七日から十一月一〇日までの日記には、連日といつてよい程瘡瘡の文字が見える。瘡瘡の流行は当然大谷村一村に留るものではなく、久留里地方一帯に流行した筈であるが、日記には他村のことが記されていない。

大谷村における瘡瘡の記事は慶応元年一〇月一八日から始まる。この日は朝から持明院の件で会合が開かれることになっていたが、出席者の一人市左衛門は

私忤瘡瘡ニ付、御棚祭り持明院様頼度候得共、円如寺様合慎被仰付ニ付、勝手頼候義不相成義申、同寺慎中川谷村浄蓮院様取斗、是を可頼^与申帰り候、

右の理由により出席できない旨を八郎兵衛のもとに断りに来ている。持明院は後住が決まったものの、新任の住職が寺所有の山林売買で何らかの間違いをしたらしく、本寺の円如寺に謹慎を命じられてしまった。このため瘡瘡退散の棚を祭っても祈祷をしてもらう僧侶が居ないため川谷村の浄蓮院に依頼に行くという。

同じくこの日の夕刻持明院の關係で久留里町まで行く予定の伝兵衛も、次男が病氣のため瘡瘡棚を祭るので久留里へは同道できないかもしれないと八郎兵衛に申し入れている。以下瘡瘡の記事が続くが、慶応元年一〇・十一月、同二年一月の間に七名の子供達が病死している。

慶応元年一〇月二六日の条には

もと、久藏殿式人瘡瘡棚納ニ付呼れ行、

とあるように危機を脱した子供もいるが、瘡瘡の勢いは衰えず二七日には長四郎の娘が亡くなっている。

八ッ時前長四郎娘死去ニ付、組合市平殿・久藏殿御届ケニ参り、夜八郎兵衛悔ニ参り、瘡瘡之事故ひそかに仕舞ニ付、寺村役人衆之義届^ケニ願出無御座、右衛門隠居申、右ニ付主婦り休、

娘の死ではあるが流行病による死亡であるため、葬儀は通常のごとく行うのを遠慮し密かに執行することになっている。長四郎の娘の死は日記の書き方からみてどうも疱瘡による最初の死者のように推測される。長四郎の娘が亡くなったことを受けて翌日には早速疱瘡鎮静の祈祷が行われている。

十月廿八日 御日まち呼らせ、朝伝兵衛^江行、夜前長四郎娘死去ニ付疱瘡子供大切ニ付御祈祷致、宜敷問合承知ニ付、村若者七八人^江神楽奉納可致候様申聞、子供氏子セン集め四十四文有、をなツ合請取(中略)村一同疱瘡御祈祷有、八ッ時過若者中神楽名主宅合疱瘡神様へ持参、持明院御祈祷、若者中神楽奉納仕候、右入用酒壺升仁兵衛、御初穂式百文・赤紙を代百文二品八郎兵衛、夜入神楽帰り、

子供が大切であるということとで祈祷を行うことになり、名主八郎兵衛は若者世話人中对し神楽を奉納するように指示している。子供を対象とした行事には「子供氏子銭」というものがあるらしく、定使の「をなツ」がこれを集めている。祈祷は特別な階層のみが参加するのではなく、村一同によって行われている。八ッ時過ぎに若者達は名主宅から疱瘡神まで神楽を運んでいるが、疱瘡神は十一月六日の条に「不動尊内疱瘡神楽奉納^并作兵衛脇疱瘡神楽奉納」とあることから、疱瘡神は不動尊内にあり、小祠であったと思われる。作兵衛脇の疱瘡神も恐らく石造の小祠で路傍にでも建てられたものであろう。祈祷は持明院が行いその後若者達が神楽を奉納している。この時の費用は酒一升と御初穂二〇〇

文、赤紙一〇〇文であるが、酒は仁兵衛が、他の二品は八郎兵衛が負担している。本来こうした負担は「子供氏子銭」と村入用で賄われていたようである。

祈祷は疱瘡による死者が出た翌日に行われている。これは先ず第一にこれ以上死者が出ないことと、疱瘡の流行鎮静を願って行われたものである。その他疱瘡による死者―主に子供―の霊を葬う意味が込められていたと考えられる。流行病による死者は通例とは異り密かに行われたため、これを慰撫する気持が強かったのであろう。

死者がでるごとに祈祷が執り行われるものの、疱瘡は一向に衰える様子を見せず猛威を奮っており、十一月五日には市左衛門が八郎兵衛宅を訪ずれ、嘉右衛門の弟常次郎が疱瘡により危篤状態になったため神社への神楽奉納を依頼してきた。

朝食前市左衛門殿参り候^也、嘉右衛門殿弟常次郎疱瘡ニ付、一命あやをき次第御座候、親るひ組合相談之上、村内神々三社へ奉納致呉候様願候ニ付、名主をなツを以若者中七八人平八殿、新右衛門殿へ遣シ、無程平八殿新右衛門殿参り候ニ付、只今嘉右衛門村社神々三社神楽奉納之願ニ付、乍苦勞早々三社へ奉納致候様頼入候、八郎兵衛義若者中一同願悪魔払神楽まいもらい申候、

十一月五日の祈祷は他の祈祷と異り、危篤状態の人間のために行った祈祷である。祈祷を実施した理由は嘉右衛門の弟常次郎が子供ではなく成人男子であったためと考えられる。祈祷の内容は当然疱瘡平癒を願ってのものであろうが、それは単なる疱瘡平癒・退散の祈祷ではなく「悪

魔払い」の祈祷であった。

疱瘡の流行はついに日記の筆者である八郎兵衛家からも患者を出すことになった。八郎兵衛の孫忠八に一月八日疱瘡の徴候が認められた。しかもその前日に忠八は七歳紐解の祝を行っている。日記には

夜今孫忠八疱瘡催有、

とあるだけで個人的感情を表現する記述はないが、八郎兵衛家は大きな衝激を受けたことであろう。同月一二日には八郎兵衛家においても疱瘡棚を祀っている。

孫忠八疱瘡御棚祭仕候、持明院観心法印様御出被下候、卯之助・たか小仕事、熊二郎手片医師新町けいさい様頼ニ行、もと・忠八疱瘡御棚祭用品々くるりへ買ニ行、帰り小仕事、夜持明院山一条ニ付村一同参会致、孫忠八疱瘡ニ付組頭五郎右衛門殿御宅をかり参会致候、名主不出申候、

疱瘡棚を祀るにあたり、忠八の祖母もとは祭祀用の品々を久留里に買い出しに行き、熊二郎は新町の医師のもとに赴いている。この日は持明院所有の山の一件についての会合が名主八郎兵衛宅において行われる予定であったが、忠八が疱瘡に感染したため、組頭宅を使用しこの日の会合には八郎兵衛自身も欠席をしている。これ以降会合はほとんど名主以外の家で行われるようになり、藩庁からの役人が出張してきても休泊は同じく他家が負担するようになっていく。一六日には疱瘡平癒の呪いである湯かけが行われている。

孫忠八疱瘡ぢん湯かけ

一八日には二番目の湯かけを行っている。忠八は病気が軽かったのか、体力があつたのか快方に向っており、一九日には疱瘡棚納めの用意にかかっている。

孫忠八明日疱瘡棚納ニ付品々くるり買物致申候、

二〇日には次のように無事棚納めを行っている。

十一月廿日 孫忠八疱瘡御棚ニ付家内種々小仕事、与祢・忠八もり、卯之助勝手料理、川田そめ・もと赤飯ふかし、たか憐をいね働(ママ)き、御客憐母殿・清三郎殿女房孫連、勘兵衛殿女房子供連、市平殿女房孫連、久蔵殿女房孫連れ、金兵衛殿女房子連、伝兵衛殿女房子連、平兵衛殿女房子連、芋原村新兵衛殿母殿、村伴右衛門殿女房子連、作兵衛殿女房子連、仁兵衛殿祖父金兵衛殿并平兵衛殿母殿、右之通御客御座候、九ツ時一同御出、持明院様御出疱瘡御棚納被下候而、右御一同酒食差上申候、八ツ時過一同帰り、同川田そめ、芋原村母殿、憐をいね、川田長之助参り右四人泊り(中略)孫忠八疱瘡御棚祈祷初穂金式朱持明院様へ上ケ、

この日は朝から棚納めの仕度に忙しく、料理を作ったり赤飯を蒸したりしている。料理は卯之助が作っているが、彼は料理が得意であつたらしく、他家のそば打ちに向いたりもしている。

棚納めに集まった多くの人々は女性であり子供や孫を連れているが、これは忠八が無事平癒したため自分の子供や孫も忠八にあやかつて、もし疱瘡に感染しても平癒するようになっていくことであろう。棚納めは持明院が執行し、八郎衛家では金二朱を「初穂」として渡している。

慶応元年の日記は一月三〇日までで、以下は残されていないため年末の様子は不明であるが、疱瘡の勢いは衰えてきたものと思われる。翌慶応二年一月に入ると疱瘡に関する記事も極めて少くなる。しかし例年に比べると行事は自粛されていたようで、小正月の餅もつかなかった。

村方においてはほぼ疱瘡の流行が終ったと判断したのは一月一七日頃であった。そのことを宣言するように一八日には疱瘡仕舞の神楽奉納が行われている。しかし完全に疱瘡が終熄したと見極めたのは月末のことで、この日から従来行われていた念仏を再開している。

正月晦日 村一同秣野焼^三付主行、昼前焼取婦之節相談致候^七、

疱瘡^三而是迄村方一同念仏休居候、最早疱瘡も切今晚念仏始メ致

候^而モ如何候と相談相懸候処、村方一同^七宣敷義申、今晚始候相談取極め申候

右のようにこれまでは村方における念仏も自粛されていたが、この日より念仏が開始されている。疱瘡の流行が終熄すると、息をつく暇もなく村内には風邪が流行しだし、引き続き風邪退散の祈禱がはじめられている。

椎名正之の『君津郡・木更津市医師会史年表・医家名簿』¹⁶(一)によれば、

明治二年木更津村の選択寺を仮種痘所とし、医師数人を置いて種痘を実施したという。大谷村にも近代の比較的早い時期に種痘が入ってきたと考えられるが、朝生家日記における種痘の初見は現在のところでは明治一四年五月一九日である。

母^々ひ子孫菊連、作兵衛殿娘同道市場町真勝寺^江疱瘡うゑ^ニ行、

二時頃帰り、

明治一四年段階では忠八が朝生家当主の座にあるので、忠八の祖母とが忠八の長女キクを連れて真勝寺に赴いている。以降明治二四年には長男栄が久留里の学校で種痘を受けている。

朝生家日記にみる限り様々な病気に対して加持祈禱が行われているが、それは神仏に祈つたり神楽を奉納したりと、様式はほぼ一定していたようである。しかし虫加持・疱瘡加持のみ特別な方法によっていた。それは持明院の「御宝物」によるためであるが『大谷の民俗』¹⁷の民間療法によれば「かんの虫」には

お灸をすえるとよい。久留里までお灸をすえにいった。

とあり、大谷地区の人々も持明院の「宝物」については一切記憶にないようである。その理由の一つは明治三年一月六日に持明院が全焼してしまったことが挙げられる。疱瘡については持明院の加持¹¹予防以外に罹病した場合は疱瘡棚を設けたり湯がけを行っている。しかし疱瘡は種痘の普及により病気そのものが根絶したため加持祈禱もまた消滅してしまった。

おわりに

近世大谷村における雨乞(日乞)は久留里藩主の祈禱と村民が自主的に行う祈禱とがあった。秋山氏が分析された川越地方においては領主支配の違いを乗り越えて雨乞の代参組合が組織されているが、久留里藩領

下ではそのような動きはみられず雨乞祈禱そのものも村々が独自に行っている状態で、村々が共同で行っている例は近代に至ってからみられるが、これとて組織的なものではない。

近世大谷村及びその周辺村落の雨乞は村側が独自に行っていたとしても、その契機になったのは藩主の雨乞であったようだ。藩主の雨乞に対して村民は藩主の祈禱所に参拝をしたり、神楽を奉納するなど何らかの形で参加している。

雨乞祈禱と領主・農民の関係、特に領主側の意図、及びこれを受けとめ時として利用する農民側の動きについては今後研究も深化するであろうが、領主が雨乞を実施する基本は藩収入の確保であり、領民の生命の維持・納税者の確保ということであろう。さらに領主・農民の雨乞を越えて考へなければならぬことは信仰または「信じる」という行為である。特に虫加持・疱瘡加持をはじめとする病気の平癒退散祈禱についてはなおさらである。こうしたことは歴史の分野にはなじまないことではあるかもしれないが、雨乞にしる病気の平癒祈禱にしるその根底は領主も領民も祈禱を信じ、場合によっては全てを託したからであって、単に形骸化した儀礼娯楽としての神事ではなかったということである。歴史事象を全て当時の感覚に立ち返って見るということは不可能であり、また無意味な場合もあるが祈禱や信仰などを考えるときはある程度このことを考慮しておく必要がある。『虫封じ』が今なお行われているのも「疝」という得体の知れぬものが引き起こす小児の病気の特效薬Ⅱ恐らく多くの要因によって生ずるのだから特效薬などできないであろうし、医

学でいう疝と、一般人が考えている疝との間には大きな開きもあるかも知れないⅡが作られないため、儀礼と「信じる」を兼ねて虫封じに行くのであろう。

『朝生家日記』の雨乞関係記事の中で注目すべき一つは近代に至ってからのことである。近世において雨乞祈禱の契機となった領主の存在がなくなつた近代において、村側がどのような対応をしたかである。明治六年箕輪村と青柳村合同の雨乞を見ると基本的には天皇を依りどころとしているように見受けられ、その表現方法として日章旗を押し立てていると考えられるが、これについては「朝生家日記」の他の記事をも分析してみた。

各種の祈禱の中で重要な役割を果していたものが神楽である。大谷村の神楽は伊勢系の神楽のようであるが全ての神事・祈禱に関っているといてよい。神楽は若者組によって演じられるため、多くの村民男子が神楽を演ずることができたわけである。但し日記からは村内男子全員が自動的に若者組に組み入れられるのか、一定の資格・家の者だけが入るのかは不明である。

神事・祈禱に際しては神楽や様々な行事が伴うが、神楽を中心とした諸行事には時代の先端を行くもの、流行が常に取り入れられている。特に明治六年の雨乞はそれが著しかった。しかし一度取り入れたものが暫くの間は継続されるのかという点とそうでもないようである。雨乞などを含めた行為自体は伝統行事として位置付けられるであろうが、それに伴う奉納芸（適切な言葉ではないかもしれないが）は単純に伝統芸能とし

て位置付けるには問題があるろう。

大谷村における雨乞自体本論で述べた通りであり、『大谷村の民俗』¹⁸⁾によると雨乞は終戦前まで続いていたようで、行事の具体的内容を記している。その要点を次に抜粋してみよう。

○八坂神社にある一対のアマイヌを昼から夜にかけて若い衆が担ぎ、村中をまわり、御腹川へ担いで行き水に浸した。

○アマイヌだけでなく寺の釣鐘も担ぎ川に浸したこともあった。

○高宕山山頂に直径二メートル程のタライがあり、この中の水は日照りが続いても一向に涸れない。ここに水を貰いに行き神社に供え田に流した。久留里城の井戸水を汲みにいくこともあった。祈祷通り雨が降ると竹筒に倍の水を返した。

以上のように前掲書による大谷村における雨乞の内容は本稿で紹介したものはまた異っており、雨乞が消滅する間際まで新しいもの、従来とは異ったものを取り入れ続けてきたのではないかと思われる。娯楽の少ない時代にあつては神事などの行事は村にとって最大の娯楽であり、行事を行う方も見つ方もより一層行事を娯楽として楽しむために新しいもの、他所で行っているものを導入したと考えられる。

神事等の奉納芸は地域やその内容によっては伝統芸能として注目され保存されるようになる。所謂伝統芸能としての位置付けである。こうした芸能の一つに黒川能がある。山本笑月の『明治世相百話』¹⁹⁾によれば、明治四二―三年頃能楽会に招かれて黒川能の一行が上京し、笑月は神田の錦輝館でこれを見るがその批評は辛辣極まりないものであった。

権藤芳一によれば、²⁰⁾近代国家は日本の芸能を「国家ニ益ナキ遊芸」という見方を取ったが、能楽だけは特別な扱いを受けたという。これは久米邦武や西岡遼明らの働きによるものであったが、国家的援助は得られず一部の華族の力に依っていた。

右のような延長線上に能楽会の黒川能上演があつたのであろう。しかし東京人は黒川能を民間に受け継がれた芸能としてみることはできず、あくまでもプロとの比較でみているわけである。所謂伝統芸能としての視点をいまだ持ち得なかつたのである。

各地に伝わる行事や奉納芸がいつ頃から文化財的意識をもつて扱われるようになったのかについては今後調査する必要があるが、奉納芸などが文化財として位置付けられるようになると、そこに新しいものや従来と異ったものを導入することを、演ずる方も見る方も拒否するようになってきている。しかも見る側の者は時として演じられている奉納芸や行事が古来よりそのまま引き続けていると誤解している場合もある。

しかし近年伝統芸能にも再び新しい要素を取り入れる動きもみえている。小林忠雄によれば広島県山県郡千代田町の祭礼の奉納神楽は「スパー神楽」と銘打ち、²¹⁾伝統的民俗芸能にさまざまな趣向を加えてアレンジしているという。その原因はこの地方で神楽競演大会が頻繁に行われていること、神楽が落成式や結婚披露宴に招かれ花代を得る機会が増えたことにあるようだが、これに対して地元では賛否両論というところであるらしい。

今後は変質するものと、一定の型を守りぬくものとに二分していくの

であろうか。

本稿は初めに意図したことからその内容が多岐にわたり散漫なものになってしまった。「朝生家日記」の記述内容が豊富であるため記事に振り回わされてしまったためで、それは筆者自身が問題関心をきちんと整理できなかったことにもよる。

また本稿は民俗学の分野と抵触する部分がかかなりあると思われるが、筆者自身民俗学に対する知識をほとんど有していないため、用語の使い方や解釈に大きな誤りがあると思う。本稿の表題自体問題があるのではないかと危惧している。

註

- (1) 市原市教育委員会編『市原市史』(昭54) 藤原式揚水車の模型は千葉県上総博物館に展示されている。
- (2) 同 右
- (3) 高谷重夫『雨乞習俗の研究』(昭57) 法政大学出版社
- (4) 井上攻『近世後期梶ヶ谷村周辺の雨乞』(『川崎市史研究』創刊号(平2))
- (5) 秋山伸一『雨乞行事と近世村落』(『歴史民俗資料館紀要くらしとれきし』創刊号)
- (6) 千葉県君津市西原吉田政芳家文書
- (7) 千葉県君津郡教育会編発行『千葉県君津郡誌』下編(昭2) (平2臨川書店復刻版)
- (8) 千葉県企画部文化国際課編『久留里藩制一斑』千葉県史料近世編(平2) 千葉県
- (9) 注(7)に同じ。
- (10) 国立歴史民俗博物館発行『描かれた祭礼』(平6)
- (11) 千葉県教育委員会編発行『千葉県の文化財』(昭52)
- (12) 岩元重雄編『大谷の民俗』(昭53) 国学院大学民俗学ゼミナール
- (13) 石井良助外編『幕末御触書集成』第二巻1334・1337号史料(平4) 岩波書店
- (14) 小櫃村誌編纂委員会『小櫃村誌』(昭53) 千葉県君津市

(15) 注(12)に同じ。

(16) 医師会史編集委員会編『君津郡木更津市医師会史』資料集I(平3) 君津郡木更津市医師会

(17) 注(12)に同じ。

(18) 注(12)に同じ。

(19) 山本笑月『明治世相百話』中公文庫(昭58)

(20) 藝能史研究会編『日本芸能史』第七卷第六章(平2) 法政大学出版社

(21) 小林忠雄『歴史の交差点101伝統を一新したスーパードラマ』(『週刊ダイヤモンド』平8・27号)

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Ritual Ceremonies in Oyatu Village, Mouda County, Kazusa Province **— Focusing on Performing for Rain and Prevention Insects and Smallpox —**

YAMAMOTO Mitsumasa

This paper is part of an attempt to describe the daily life in a village (Oyatu Village, Mouda County in Kazusa Province and a part of the domain of Kururi han of Tokugawa establishment) from the last decades of Tokugawa into Meiji Period. The emphasis here is on the ritual behavior and incantations to which the inhabitants had resort when they had no control to dangers like natural disasters and epidemics.

As examples of such behavior, the present paper discusses performing for rain, and getting rid of the worms which were thought to be in child-bodies and cause convulsions, and of smallpox.

Records exist for each of these phenomena, and through them, we can generally see that the domain lord firstly prayed for rain, and after that, the villagers acted a rain-making ceremony as like as in the neighboring villages. The ceremony included a Kagura (a kind of dance mimicking lions) done by members of Young Men's Association (Wakamonogumi), and worships to local shrines and temples.

In Meiji Period, needing a new focus to replace the domain lord, the villagers regarded the flag of Rising Sun (Hinomaru) as a symbol of their unity. And following this change, by adding new subjects derived from legends, the Kagura was greatly altered, as were the other ceremonies: some time, similar tendencies can be found in Tokugawa period, but not nearly to the extent. And it would be adequate to think that the movements intended to appropriate to the modernized Japan and also to make them more entertaining.

Spells against worms and smallpox were performed at one of the temples and were so highly regarded that people from elsewhere would also attended. However, when smallpox really prevailed in the village, these temple ceremonies were not done, but the Kagura and special incantations were adopted.

It can be seen through Meiji Period, whenever they wished to avert natural disasters or sickness, the Kagura continuously took place as a central role in the rituals, although the characteristics had significantly changed.

In these facts, the Kagura should be recognized to function as a role in lasting the traditional social system of the village, and could supply important views to study village rituals.